

令和 8 年度 災害等対応マニュアル（例）

1	学校防災体制の整備	1
2	地震対応マニュアル	3
	（1）状況別の地震対応マニュアル	3
	① 教職員及び児童生徒の在校時	3
	② 学校外活動中	5
	③ 登下校時	6
	④ 教職員在校時外	7
3	風水害対応の留意点	8
4	弾道ミサイル発射・落下時の対応マニュアル	9
	（1）児童生徒在校時	9
	（2）登校前、児童生徒が在宅時および登下校中	11
5	原子力災害対応マニュアル	14
	（1）原子力災害について	14
	（2）学校での対応について	14
6	資料（非常時の対応・組織・配備）	16
	（1）登下校時における非常時の対応	16
	（2）非常時における在校時下校体制	17
	（3）緊急連絡用（引き渡し）カード	18
	（4）災害対策本部の組織	19
	（5）教職員の非常配備	20
	（6）情報連絡体制	23
	（7）教育委員会（学校・事務局）防災対応フロー	25
	（8）防災用 I P 無線から教育指導課への連絡方法	26
	（9）「北海道・三陸沖後発地震注意情報」発表時の対応	26
7	避難所開設・運営の支援マニュアル	27
	（1）目的	27
	（2）日常における指定避難所に必要な事項の確認	27
	（3）指定避難所開設・運営の協力・支援	35
	（4）授業再開に向けた対応マニュアル	38
8	その他	39
	（1）避難訓練計画（地震、津波、大雨等）について	39
	（2）洪水時の避難確保計画または土砂災害に関する避難確保計画（該当校のみ）	
	（3）資料 1 ～ 5	

1 学校防災体制の整備

日常の安全教育及び安全管理を推進し、また、災害等が発生した場合においても速やかに児童生徒等の安全確保を図るため、次の事項について定めておくものとする。

学校防災委員会の設置

○学校の防災体制全体の統括

委員長 — 副委員長
〔校長〕 — 〔教頭〕

学校防災委員会

教頭
教務主任
防災主任
安全主任 (小)
管理主任 (中)
事務職員

防災管理

マニュアル作成
施設・設備の点検・整備
避難方法
組織の整備
防災教育

防災教育

研修

組織活動

防 災 管 理

マ
ニ
ュ
ア
ル
作
成

災害対応マニュアル

教務主任
防災主任

避難所開設・運営の
支援マニュアル

教頭

授業再開に向けた
対応マニュアル

教頭
教務主任

○状況別の具体的対応策

○児童生徒の安否確認

○非常時下校体制の整備と周知
(学校待機・引渡し・集団下校等)

○関係機関への連絡体制の整備

など

○学校としての支援体制

○PTAや地域関係団体との連携

○児童生徒の状況把握

○校舎など施設・設備の復旧

○市教委との連絡・協議・調整

○登校日の設定など学校再開までの日程調整

など

施
設
設
備
の
点
検
・
整
備

学校施設の安全点検・整備

安全(管理)主任
事務職員
技師

○石油倉庫や薬品保管庫等の危険物保管所はじめ校内及び校地内の施設・設備全般についての点検
(定期・臨時・日常の点検)

* 消防法第8条第1項及び同法施行令第3条の2第2項に基づく点検

* 学校保健安全法施行規則第28条・29条に基づく点検・整備

* 学校建築物等保全点検(6月、12月)にて非構造部材についても点検

防災上必要な用品等の点検・整備

教頭
防災主任

- 保管場所の把握
- 災害用資機材等の保管状況の確認
- 重要書類等の適切な保管
校長印、学校沿革史、卒業証書台帳、指導要録、人事関係書類など

避難方法

複数の避難場所・避難経路の設定及び確認

防災主任
安全(管理)主任

- 災害状況別（在校時、登下校時等）に具体的な避難方法及び第一次避難場所、第二次避難場所や複数の避難経路を設定し、状況について確認
- 児童生徒、保護者、教職員の共通認識

組織の整備

学校災害対策本部

教職員の非常配備計画

情報・連絡体制の整備

教頭

- 災害情報の収集方法
- 学校内における情報の管理・連絡体制の整備
- 災害時に連絡すべき機関のリストアップなど、情報連絡体制の整備
- 電話等の通信手段が断たれたときの児童生徒・保護者への連絡の方法
- 児童生徒の安否確認の方法

防災教育

防災教育

防災教育の推進

防災主任

研修の実施

防災主任
研究主任

※杜の都の学校教育（「仙台版防災教育」参照）

- 「仙台市版防災教育実践ガイド」等を活用した災害安全に関する校内研修の実施
- 災害等対応マニュアルの読み合わせ
- 地域防災訓練や防災に関する研修会への参加
- 「心のケア」に関する研修

組織活動

組織活動

家庭・PTA・地域との連携

教頭
防災主任
安全(管理)主任

- 各種の機会を通じて、避難所開設・支援や学校防災計画の内容や災害発生時の児童生徒の安全確保、学校の対応などの周知
- PTAと災害時の協力体制、緊急連絡方法等の協議
- 近隣校、地域団体との連携
- 地域の防災訓練や避難所開設訓練への協力
- 非常時下校体制や登下校時における非常時対応について、保護者に周知
- 学区内の協同点検（公園、遊具、ブロック塀等）

2 地震対応マニュアル

(1) 状況別の地震対応マニュアル

① 教職員及び児童生徒の在校時

地震発生

基本的対応

安全確保

- 的確な安全確保を指示する。(頭部を保護し、物が落ちてこない、倒れてこない、移動してこない場所で身を寄せるなど)
- 特に特別支援学級や配慮を要する児童生徒等の安全確保には教職員が連携して当たる。
- 火災など二次災害の防止に努める。
- 負傷者の有無の確認を行い、手当の必要な場合は応急手当を行う。

避難指示の

- 避難経路の安全確認を行う。
- 全校に避難指示を行う。停電時はメガホン等で行う。
- 一次避難場所は原則として校庭だが、液状化や流動化による地割れ等が生じている場合や暴風雨の場合、火災など二次災害で校舎等が使用できない場合には、より安全な避難場所に誘導する。(安全確認を行ったうえで使用可能であれば体育館等)
- ※地震発生から津波到達までの時間の目安(45分)

避難誘導

- 的確な行動を指示する。(頭部の保護、押さない、走らない、しゃべらないなど)
- 配慮が必要な児童生徒等や負傷者等を介助して避難する。
- 児童生徒名簿を携帯する。

安否情報収集

- 人員の確認を行う。
- 負傷者の確認と応急手当を行う。
- 児童生徒等の不安を軽減し安全確保に当たる。
- ラジオ、テレビ、インターネット等から最新の情報収集を行うとともに二次避難の必要の有無を判断する。
- 大津波警報が発表されている場合は、津波避難エリアⅠⅡの区域外または校舎上階等へ二次避難させる。

災害対策本部設置

- 学校災害対策本部(P19)を設置し、以下の対応を行う。
 - ◇市内いずれかの地域で震度5強以上のときは、非常時下校体制とする。
 - ・事前の申し合わせに従い、学校待機・引渡し・集団下校のいずれかとする。
 - ◇児童生徒・教職員や施設・設備等の被害状況を確認し、C4thで教育指導課宛に報告する。停電等でC4thが使用できない場合は防災用IP無線を利用して報告する。(P26)必要に応じて支援要請を行う。
 - ◇状況に応じて、通学路等の被害状況を把握する。
 - ◇引き続き災害情報の収集に努める。
 - ◇災害の状況、今後の対応等について保護者に知らせる。
 - ・電話、一斉メール配信、学校ホームページ等で連絡する。
 - ・通信が途絶された場合は、あらかじめ決めておいた方法で連絡する。
 - ◇欠席児童生徒等の安否を確認する。
 - ◇避難所が開設される場合には、避難所開設・運営の支援マニュアルに基づく活動を行う。(P27)

被災状況別の対応

ア 授業中（基本的な安全確保の形態）

・ 教職員は、児童生徒への確な安全確保を指示する。 （頭部を保護し、物が落ちてこない、倒れてこない、移動してこない場所に身を寄せる） ・ 火気使用中であれば消火する。（させる。） ・ 避難経路の確認、避難の指示は職員室で待機中の教職員が行う。 ・ 揺れが収まったら、教職員の指示に従い、より安全な避難場所に避難させる。 ・ 児童生徒等の人員等状況確認や周囲の安全を確認する。 ・ 余震や二次災害に備え、児童生徒等を落ち着かせる。 ・ 負傷者の応急手当をする。	
場 所	教 職 員 の 対 応（児童生徒への指示）
普通教室	・ 机の下にもぐらせ、机の脚を両手でしっかり持つように指示する。
特別教室	・ 実験・実習中であれば、危険回避の指示をする。 ・ 火気使用中であれば消火の指示をする。
体育館	・ 物が落ちてこない、倒れてこない、移動してこない中央等に集合させ、体を低くするように指示をする。（建物の構造や体育用具の位置によっては、柱や壁に身を寄せる方が良い場合もある。落下物に注意する。）
校庭	・ 建物から離れ、校庭の中央に集合させ、体を低くするよう指示をする。
プール	・ すみやかにプールの縁に移動させ、縁をつかむよう指示をする。 ・ 揺れが収まれば、すばやくプールから出るように指示をする。 ・ 避難準備（サンダル・靴を履き、衣服やバスタオルで身を守る）をする。

イ 教員と児童生徒等が離れている場合（始業前、休み時間、放課後等）

場 所	児童生徒等の行動	教職員の対応
階段、廊下、トイレ等	・ 揺れている間は、頭部を保護し、物が落ちてこない、倒れてこない、移動してこない場所を見つけ、身を寄せて待機する。 ・ 落下物や倒壊物に気を付ける。 ・ 揺れが収まったら、教職員の指示に従い、より安全な避難場所に避難する。 ・ 周囲の安全を確認する。	・ 全校指示（揺れが収まるまで、物が落ちてこない、倒れてこない、移動してこない場所を見つけて身を寄せるように）をする。 ・ 教職員は分散して児童生徒等の安全確保、指示誘導をする。
校庭、中庭、学習園等	・ 建物、ブロック塀、窓ガラス等の近くから離れる。 ・ 揺れが収まるまで、頭部を保護し広い場所の中央で待機する。	・ 校舎外にいる児童生徒等の人員確認、負傷者がいれば応急手当をする。

② 学校外活動中

(1) 現地で地震が発生した場合

事前の計画

- 学校外活動を行う際の事前確認を以下の点に留意して行う。
 - ・見学施設、宿泊施設等の施設管理者との打ち合わせにより、災害時の対応について確認する。(避難経路、避難場所等)
 - ・現地の救急医療機関、避難場所、公的機関(市役所・町村役場、教育委員会、病院等)の住所、電話番号等を把握する。
- 事前指導を以下の点に留意して行う。
 - ・緊急時の避難方法・場所、連絡方法を確認する。
 - ・グループ行動中の緊急時の対応方法を決めておく。

地震発生

安全確保

- 的確な避難行動を指示する。
 - ・物が落ちてこない、倒れてこない、移動してこない場所に避難させる。
 - ・ビル街では落下物やガラス等の飛散から身を守らせる。
 - ・電車、バス等に乗車中は、係員の指示により行動させる。
 - ・山間部で活動しているときには、崩壊が起きそうな崖、落石が起りそうな場所から素早く離れさせる。
 - ・児童生徒等の不安軽減を図る。

近くの避難場所へ避難

- 避難場所、救護施設がない場合、地元の人や機関等から情報を入手し、的確に対応する。(安全な場所への速やかに避難させる。)
- 海岸近くで活動しているときは、高台やビルの屋上等に避難させる。特に、強い揺れや長い時間ゆっくりとした揺れを感じた時は津波注意報などの発表を待たずにすばやく避難させる。
- 施設管理者等の指示により行動させる。

安否確認

- 人員を確認する。グループ行動中であれば、あらかじめ決めておいた連絡方法で安否確認を行う。
- 通信が途絶された場合は、あらかじめ決めておいた避難場所等を巡回確認する。

事後の対応措置

- 学校へ状況の報告を行う。
- 学校から教育指導課へ報告する。
- 学校から保護者へ連絡する。
- 必要な場合は、現地公的機関へ救援を要請する。

(2) 修学旅行中などに仙台で地震が発生した場合

地震発生

事後の対応措置

- 地震の規模、被害状況等の情報を収集する。
- 現地公的機関や関係機関(旅行業者等)と対応を協議する。
- 可能な方法で学校へ連絡し、現地の状況の報告をもとに学校の状況等を確認する。
- 児童生徒の不安軽減を図る。(状況説明、今後の対応等)
- 学校から旅行の予定変更等について教育指導課へ連絡する。
- 学校から保護者へあらかじめ決めておいた方法で連絡する。

③ 登下校時

◇ 状況に応じた対応（児童生徒等の安全確保のための学校・保護者・地域との連携）ができるように事前の共通理解を図る。

児童生徒等の行動

地震発生

教職員の対応

安全確保

安全確保

※登校前在宅時、又は登下校中に、地震発生又は津波注意報（警報）などが発表された場合に備え、校内の対応体制を構築する。

※学校の対応については、事前に PTA 役員会や PTA 総会等で説明したり、年度始めに文書で対応と協力について周知したりするなど、理解と協力を得る。児童生徒自らの対応については、家庭内で事前に避難方法を話し合い、学校と家庭が児童生徒の避難方法に関する情報を共有する。また、家庭と情報を共有する際は、家庭の事情等に配慮する。

※近隣の小中学校と情報を共有するなど、あらかじめ非常時の対応について打合せを行うとともに、地域と情報を共有する。

※地震発生から津波到達までの時間の目安（４５分）

○頭部を保護し、物が落ちてこない、倒れてこない、移動してこない場所に身を寄せる。

○車道に出ない。

○通学路が山間部にある場合には、崖崩れ・落石の危険を回避するために、崖から素早く離れる。

○校内にいる児童生徒等の有無と安全確保する。

○通学路上、避難場所の児童生徒等の安否確認をする。（緊急連絡用カードの持参）

○保護者、地域と連携し、児童生徒等の安否確認をする。

安全確保のための活動開始

通学路巡視

避難場所巡視

校内巡視

○揺れが収まったら、状況に応じて公園・学校等、より安全な避難場所、あるいは自宅に避難する。

○家族が家にいないときには、家に帰らない。近くの避難所か学校へ行く。

○沿岸部の地域で大津波警報が発表されているときには、近くの津波避難場所（学校・高台・ビルの屋上・津波避難タワー等）または、津波避難エリアⅠ・Ⅱの区域外に避難する。

児童生徒等の保護

○安否確認できない児童生徒については、電話や家庭訪問等で確認する。

避難後の対応決定

○教職員在校時（P3）に準ずる。

安否確認に当たっては単独行動を避け、二次被害防止に努める。

近くの避難場所へ避難

児童生徒の保護・安否確認

災害対策本部設置

④ 教職員在校時外

地震発生

教
職
員
の
参
集

○ 教職員の非常配備体制と緊急連絡網を事前に整備しておく。

○ 該当教職員は非常配備計画に則り参集する。(P20)

【警戒配備】 ・校長もしくは教頭、警戒配備要員 (P20-21 に準じる)	(1) 市内で震度 5 弱を観測する地震が発生したとき。 (2) 宮城県に津波注意報が発表されたとき。(津波参集対象校のみ。 (P21 参照))
【非常 1 号配備】 ・校長もしくは教頭、非常配備要員 (P20-21 に準じる)	(1) 市内で震度 5 強を観測する地震が発生したとき。 (2) 宮城県に津波警報が発表されたとき。(津波参集対象校のみ。)
【非常 2 号配備】 ・全職員	(1) 市内で震度 6 弱以上を観測する地震が発生したとき。 (2) 宮城県に大津波警報が発表されたとき。(津波参集対象校のみ。)

○ 配備が発令された場合には、該当教職員は家族等の安全を確保した後、自らの安全に留意し、直ちに学校に参集する。

被害
状況
確認

○ ラジオ、テレビ、インターネット等で常に最新の情報収集を行う。

○ 施設・設備等の被害状況を確認する。

○ 教育指導課に C4th で報告する。停電等で C4th が使用できない場合は防災用 I P 無線を利用して報告する。(P26)

本部
設置
災害
対策

○ 児童生徒・教職員や施設・設備等に被害があった場合、及び避難所が開設される場合は、原則として校長室または職員室に学校災害対策本部を設置し、学校としての組織的な災害対応に当たる。(P19)

事後
の
措置
対応

○ 電話、一斉メール配信、学校ホームページ等の通信手段により安否確認をする。

○ 通信手段が途絶されている場合は、学校と保護者が事前に定めておいた連絡方法(家庭訪問、決められた場所への掲示等)で安否確認を行う。

○ 自らの安全確保に十分留意しながら、通学路及び地域の被害状況、危険箇所等を確認する。

○ 事後の対応について、電話、一斉メール配信、学校ホームページ等の通信手段により保護者に連絡する。

○ 通信手段が途絶されている場合は、学校と保護者が事前に定めておいた連絡方法(決められた場所へ掲示等)で連絡する。

◇ 避難所(校門・体育館等)の鍵について

【避難所開設・運営の支援マニュアル(P27)を参照し、対応方法等について詳細に記載すること。】

- ・ 夜間や休日等の発災に備え、地域住民を選出して校門並びに体育館の鍵の管理を依頼しておく。
- ・ 津波参集対象校については、校舎の鍵も預けておく。また、校舎内避難場所については、あらかじめ町内会等と相談して決めておく。

配備解除については、校長用緊急連絡メールシステムで確認する。

3

風水害対応の留意点

風水害は地震とは異なり気象情報に注意を払うことにより、ある程度事前の対応が可能である。

天候の崩れが予想されるときは、①気象台のホームページ等から積極的に情報収集を行う、②必要に応じて教育委員会へ確認を行う、③収集した情報を基に校内で話し合いを行う、④近隣学校との協議を行うなどして校内の対応体制（基本的な対応は、地震に準じて行う）を構築する。

なお、防災体制及び避難誘導の詳細については、別に定める「洪水時の避難確保計画（8その他）」or「土砂災害に関する避難確保計画（8その他）」に基づいて対応する。

（１）児童生徒の安全確保

＜児童生徒へは授業等で、日常から以下のような災害発生時の対応について指導をする。＞

- ① 急な大雨の際は、すぐに川などの水辺から離れる。地下室や地下街には進入しない。レベル4土砂災害危険警報が発表されたら、本市が発表する避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）に注意し、いつでも行動できるよう心構える。危険を感じたら自主的に避難することも重要である。
- ② 雷鳴が聞こえたら、安全な建物の中へ避難する。木や電柱から4m以上離れる。近くに避難する場所がない場合は、姿勢を低くする。
- ③ 竜巻の際は、頑丈な建物に避難する（車庫や物置、プレハブには避難しない）。屋内では、窓、カーテンを閉め、窓から離れる。頑丈な机の下に入り、両腕で頭と首を守る。
- ④ 仙台防災ハザードマップや本市ホームページ「せんだいくらしのマップ」等で、河川氾濫や土砂災害、防災重点農業用ため池の危険のある場所をあらかじめ確認しておき、大雨の際などは、危険な区域外や2階以上の建物やマンションの上層階に直ちに避難する。

＜学校は、災害発生時に以下のような点について配慮する。＞

- ⑤ 校長の判断もしくは教育委員会の指示により、始業時刻や終業時刻の繰り下げや繰り上げを行う。
- ⑥ 校長の判断もしくは教育委員会の指示により、臨時休業にする。
- ⑦ 学校行事を予定している場合は、児童生徒の安全確保を第一に考え、適切に対応する。

（２）教職員の参集

【警戒配備】 ・校長もしくは教頭、警戒配備要員（P20-21に準じる）	・仙台市東部 or 西部にレベル4土砂災害危険警報が発表されたとき。参集対象校のみ。（P21）
【非常1号配備】 ・校長もしくは教頭、非常配備要員（P20-21に準じる）	・市内に気象特別警報（レベル5氾濫特別警報、レベル5大雨特別警報、レベル5土砂災害特別警報、レベル5高潮特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雪特別警報又は波浪特別警報）が発表されたとき ・上記特別警報が発表されていない場合にあって、大雨、洪水、暴風、大雪等により、市内に災害が発生し、かつ、拡大するおそれがあるとき
【非常2号配備】 ・全職員	・市内の全域に大規模な災害が発生したとき、又は全域に拡大することが予想される時

○配備が発令された場合には、該当教職員は家族等の安全を確保した後、自らの安全に留意し、直ちに学校に参集する

（３）避難所の開設準備

河川及び防災重点農業用ため池の氾濫やダム of 緊急放流による避難情報やレベル4土砂災害危険警報等が発表され、区災害対策本部から避難所開設準備の連絡があった場合は、「避難所開設・運営の支援マニュアル」に基づき対応する。（P27）なお、避難所の開設は基本的に避難所担当課職員及び教職員、地域団体が事前に定めたルールに基づいて行う。

本校においては、地域団体等の意向により、大雨時に初動で開設を行わないこととしている。

4

弾道ミサイル発射・落下時の対応マニュアル

(1) 児童生徒在校時

Jアラート等による緊急情報発表

Jアラート（全国瞬時警報システム）は「弾道ミサイルの予測飛翔範囲下の都道府県及びその隣接都道府県に発令される」ことから、携帯電話等にエリアメール・緊急速報メールが配信された場合、宮城県は「注意が必要な地域（予測飛翔範囲下）」である。

※携帯電話等に緊急速報メール（エリアメール）が配信されず、テレビやラジオ、インターネット等で緊急情報が発表された場合には、宮城県が対象に含まれるかどうかをよく確認する。

宮城県対象外の
場合

通常の活動

【領土・領海内に落下】→臨時休業（授業打ち切り）。対応について市教委から各学校に連絡する。

※破壊情報があった場合、その後の対応について市教委から各学校に連絡する。

宮城県対象の場合

避難の指示 安全確保

- 速やかな避難行動を指示する。（職員室からの緊急放送・教職員の声掛け）
- 火気使用中であれば消火させる。
- 的確な安全確保を指示する。（校舎等に避難する。窓から離れ、机の下に潜るか、廊下や床に伏せて頭部を守る。安全が確認されるまで校内で待機する。など）
- 特別支援学級等や配慮を要する児童生徒等の安全確保には教職員が連携して当たる。
- 児童生徒名簿を携帯する。

情報収集 安否確認

- 児童生徒等の人員等状況確認や周囲の安全確認を行う。
- 児童生徒等の不安を軽減し安全確保に当たる。
- テレビ、ラジオ、インターネット等から最新の情報収集を行う。

事後対応

- 避難解除の情報を確認した場合は、通常の活動に戻る。
- 領土・領海内に落下した場合は、市教委の指示に従い、非常時下校体制とする。
 - ・事前の申し合わせに従い、学校待機・引渡し・集団下校のいずれかとする。
- 事後の対応について保護者に知らせる。
 - ・電話、一斉メール配信、学校ホームページ等で連絡する。
 - ・通信が途絶された場合は、あらかじめ決めておいた方法で連絡する。
- 欠席児童生徒等の安否を確認する。
- 学校へ避難してくる者（市民等）がいる場合には、校内の安全な場所に避難させるなどの保護活動を行う。

状況別の対応

ア 児童生徒が校舎内（体育館含む）にいる場合（基本的な安全確保の形態）

場 所	教 職 員 の 対 応（児童生徒への指示）
普通教室 特別教室	・ 窓、カーテンを閉めさせる。 ・ 机を教室の中央に寄せさせる。 ・ 机の下にもぐらせ、近くに頭を保護できる物があればそれを頭に当て、なければ手を当てて後頭部を保護する体勢を取らせる。 ・ 膝と肘を床に付けさせる。危険な方向（窓等）に尻を向けさせる。 ・ 火気使用中であれば消火する。 ・ 実験中であれば、危険回避の指示をする。
廊下等	・ 自分の教室または近くの教室等で安全確保するよう指示をする。
体育館	※ 体育館はコンクリートで覆われた建築物ではない場合も多く、また、窓も多いため、時間を要さないのであれば、校舎に避難させることも十分考えられる。この場合、留意点は「普通教室・特別教室等の対応」に同じ。 ※ 体育館へ避難させる場合は以下のとおり。 ・ 体育館の中央に避難させる。 ・ 窓や出入り口などからできる限り離れ、できるだけ姿勢を低くさせる。近くに頭を保護できる物があればそれを頭に当て、なければ手を当てて後頭部を保護する体勢を取らせる。 ・ 体勢は膝と肘を床に付けさせる。危険な方向（窓等）に尻を向けさせる。

イ 児童生徒が校舎外にいる場合（始業前、授業中、休み時間、放課後等）

場 所	教 職 員 の 対 応（児童生徒への指示）
校庭、中庭、 学習園等	・ 速やかな避難行動を指示する。（職員室からの緊急放送・教職員の声掛け） ・ 教職員は分散して児童生徒等の安全確保、指示誘導。担任外の教員を1階に配備する。 ・ 多人数で階段を駆け上がることは二次的な危険を伴うので、校舎1階の教室や廊下に避難させる。 ・ 窓や出入り口など開口部からできる限り離れ、できるだけ姿勢を低くさせる。近くに保護できる物があればそれを当て、なければ手を当てて後頭部を保護する体勢を取らせる。 ・ 安全を確認したら教員の指示で、教室に戻す。
プール	・ すみやかにプールから出るよう指示する。 ・ 近くの建物の中に避難させる。（校舎が無理な場合は更衣室やトイレへの避難も考えられる） ・ できるだけ姿勢を低くする。衣服やバスタオル、ビート板等を頭に当て、なければ手を当てて後頭部を保護する体勢を取らせる。 ・ 安全を確認したら教員の指示で、教室に戻す。

ウ ミサイルが近くに着弾した場合

◇ ミサイルが近くに着弾した場合、屋外にいる場合は口と鼻をハンカチで覆いながら、現場から直ちに離れ密閉性の高い屋内の部屋または風上に避難する。

屋内にいる場合は、換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。

◇ テレビやラジオ、インターネット等を通し情報収集に努めるとともに行政からの指示があればそれに従って、落ち着いて行動する。

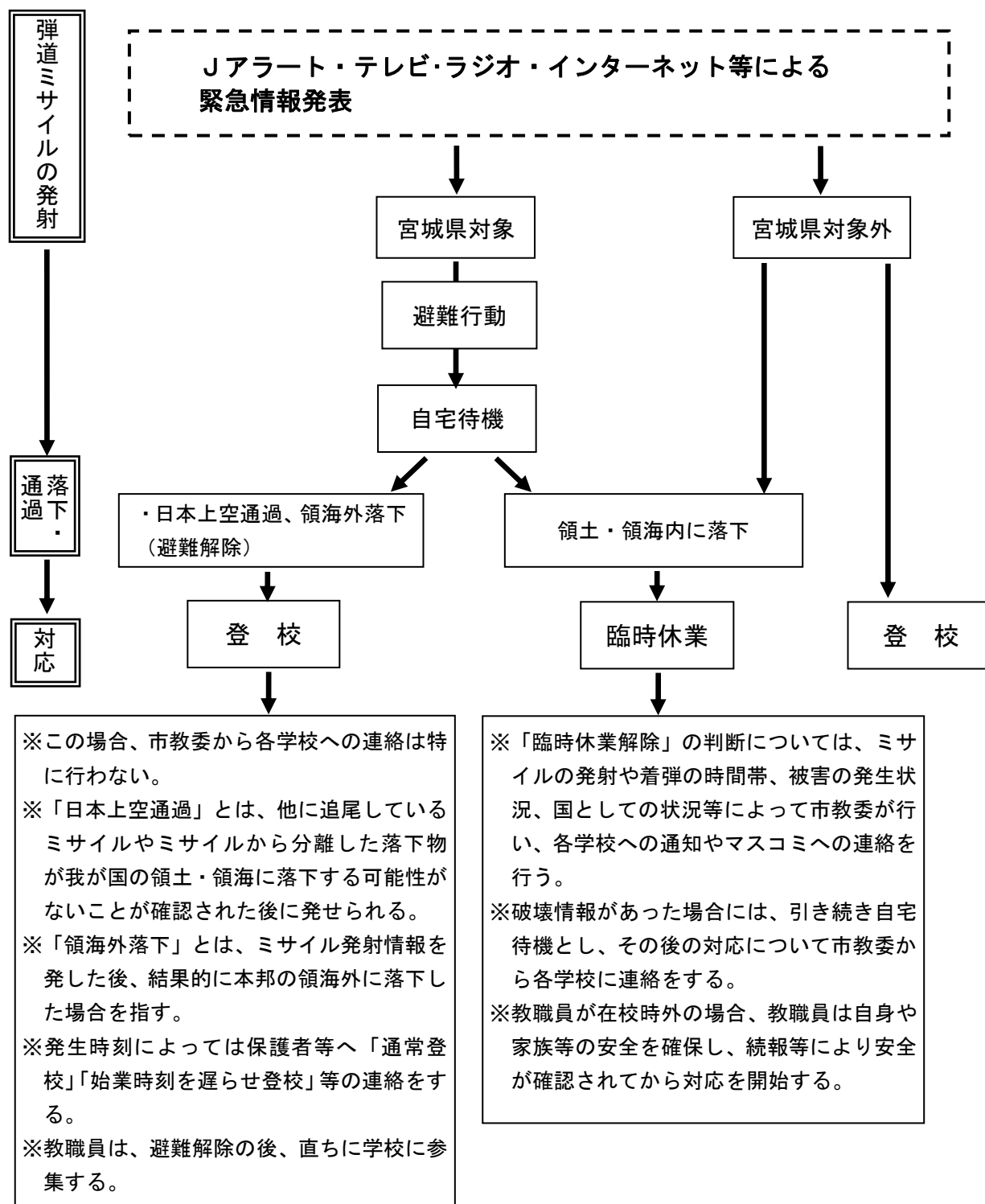
※ 具体的な避難行動については、「国民保護ポータルサイト」の動画等を参考にする。

URL <http://www.kokuminhogo.go.jp/kokuminaction/index.html>

(2) 登校前、児童生徒が在宅時および登下校中

- ◇ 状況に応じた対応（児童生徒等の安全確保のための学校・保護者・地域との連携）ができるように事前に PTA 役員会や PTA 総会等で説明し理解と協力を得る。（P6）

ア 登校前、児童生徒が在宅時の場合の対応



イ 児童生徒が登下校中の場合

- ◇ 登下校中に、緊急情報が発表された場合に備え、校内の対応体制を構築する。
- ◇ 児童生徒には安全確保のための避難行動について指導を行う。
- ◇ 保護者や地域の理解と協力が得られるよう、事前に PTA 役員会や PTA 総会等で説明し理解と協力を得る。
- ◇ 近隣の小中学校や地域と対応についての情報共有をする。

宮城県対象のＪアラート等による緊急情報発表

児童生徒等の行動		教職員の対応	
安全確保	○近くにある建物や地下に避難し窓から離れる。 ○近くに建物がない場合は物陰等に身を隠すか地面に伏せて頭部を守る。 ○車は燃料のガソリンなどに引火する恐れがあるため、車から離れたところに避難する。	○校内に児童生徒がいる場合、緊急情報を放送し、避難行動を呼び掛ける。 ○校舎内で避難行動を取らせる。 ○校内にいる児童生徒等の安全確保。	安全確保
	○情報収集に努める。(公共施設・店・近くの人など) ○得られた情報に従って、行動する。	○テレビやラジオ、インターネット等で最新の情報収集を行う。 ○行政(市教委)からの指示があればそれに従って、行動する。	情報収集
情報収集後の行動	<登校時> ○学校のすぐ近くまで登校している場合は、学校へ避難する。 ○自宅を出たばかりの場合は、すぐ帰宅する。 <下校時> ○学校のすぐ近くにいる場合は、学校へ避難する。 ○自宅に近い場合は、すぐ帰宅する。 ○自宅に誰もいないときには、家に帰らず、学校へ避難する。	○安全が確認された後に通学路等の児童生徒の安否確認をする。(緊急連絡用カードの持参)。 ○保護者に、在宅児童生徒の安否確認をする。 ○安否確認できない児童生徒については、安全が確認された後に電話や家庭訪問等で確認する。	安否確認
		→ 児童生徒等の保護 ○領土・領海内に落下した場合は、市教委の指示に従い、臨時休業、非常時下校体制(事前の申し合わせに従い、学校待機・引渡し・集団下校のいずれか)とする。 ○事後の対応について保護者に知らせる。 ・電話、一斉メール配信、学校ホームページ等で連絡する。	事後の対応措置

ウ ミサイルが近くに着弾した場合

- ◇ (1) 児童生徒在校時「ウ」(P10)に準ずる。

(3) 教職員在校時外

宮城県にＪアラートが発令された際には、まずは自身や家族の安全確保を最優先とし、続報等により安全が確認されてから、該当教職員は非常配備計画に則り参集する。

※教職員の非常配備体制と緊急連絡網を事前に整備しておく。

組織体制	配備区分及び 学校配備体制	配備の基準
警戒準備体制	警戒準備体制	宮城県にＪアラートが発令された場合（下記以外）。
危機対策本部	非常１号配備	宮城県にＪアラートが発令され、国内（海域を除く）へのミサイル落下情報を覚知した場合
危機対策本部	非常２号配備	宮城県にＪアラートが発令され、県内へのミサイル落下情報を覚知した場合

5

原子力災害対応マニュアル

(1) 原子力災害について

仙台市は、女川原発から30km圏外（原子力災害対策重点区域外）であるが、過去の事故事例から放射性物質を含むプルーム（煙流）が本市に接近する可能性も考えられる。このことから、原子力災害が起きた際の対応について理解しておく必要がある。

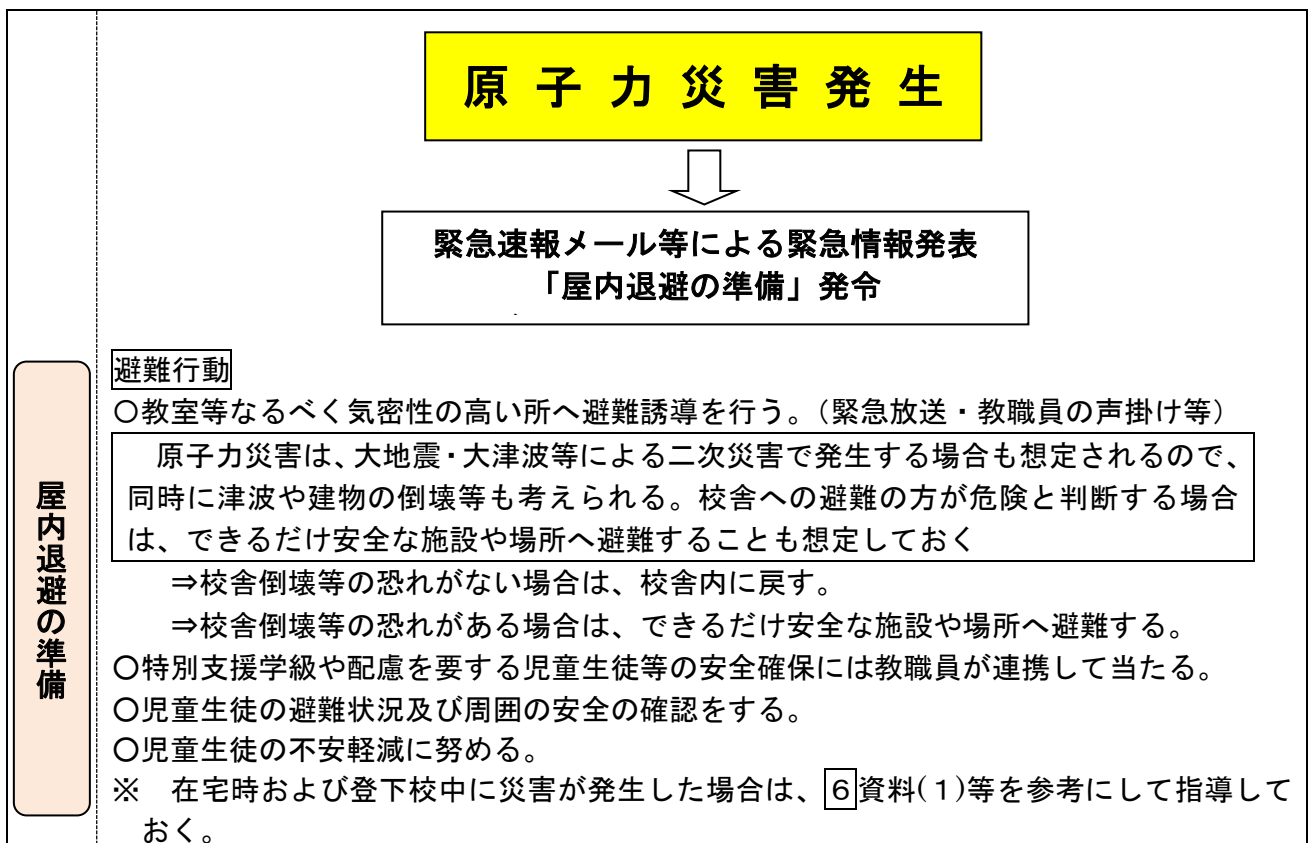
○ 市からの発令及び避難行動

原子力災害が発生した場合、仙台市から、屋内退避・一時移転をそれぞれ「準備」⇒「指示」の2段階で発令される。

市からの情報	市民の避難行動
屋内退避の「準備」を発令	できるだけ外出を控える。
屋内退避の「指示」を発令	すみやかに屋内に入り、ドアや窓を閉め、換気扇を止め、ガムテープで窓の内側から目張りするなど、できるだけ外の空気が入らないようにする。
一時移転の「準備」を発令	情報を入手する。物資の準備など移転の準備をする。
一時移転の「指示」を発令	指示に従い1週間程度内に一時移転する。

【仙台防災ハザードマップより】

(2) 学校での対応について（学校活動中）



屋内退避の準備	保護者への引き渡し・安否確認 ○電話、一斉メール配信、学校ホームページ等で保護者へ引き渡しの連絡をする。 ・通信が途絶された場合は、あらかじめ決めておいた方法で連絡する。 ○帰宅後の対応について保護者に知らせる。 ・帰宅をしたらできるだけ外出を控えること。 ・屋内退避の解除が出されるまで臨時休業となるので、自宅で屋内退避を続けること。 ・テレビ、ラジオ、インターネット等から最新の情報収集を行う。 ○欠席児童生徒等の安否を確認する。 ※ 児童生徒が在宅及び登下校中の時に災害が発生した場合も、電話等で児童生徒の安否を確認する。 情報収集 ○テレビ、ラジオ、インターネット等から最新の情報収集を行う。 屋内退避の「指示」への備え ○避難所となる教室等に、ガムテープ等による窓の目張りや換気扇の停止などによる建物の気密性を確保する。
屋内退避の指示	○屋内退避の「指示」が発令された時点でまだ保護者への引き渡しがされていない児童生徒がいる場合は、学校等にて屋内退避を実施する。 ⇒臨時休業、屋内退避を継続する。
屋内退避の解除	○保護者への引き渡しがされていない児童生徒がいる場合は、保護者への引き渡しを行う。 ○「臨時休業の解除」となった場合、保護者等へ「通常登校」や「始業時刻を遅らせ登校」等の連絡をする。 ※「臨時休業の解除」の判断については、市との協議の下、市教委が行い、各学校への通知やマスコミへの連絡を行う。

6 資 料（非常時の対応・組織・配備）

（１）登下校時における非常時の対応

① 登下校中における非常時の児童生徒自身による避難について

登校前在宅時、又は登下校中に、地震発生又は津波注意報（警報）などが発表された場合に備え、校内の対応体制を構築する。

特に、登下校中における非常時の児童生徒の避難については、児童生徒自身の判断に拠ることとなるため、例えば「学校のすぐ近くまで登校している場合は、学校へ避難する。」「自宅を出たばかりの場合は、すぐ帰宅する。」など、家庭内で事前に避難方法を話し合い、検討しておくことが求められる。このことについて、あらかじめ PTA 役員会や PTA 総会等で保護者に依頼するとともに、学校と家庭が児童生徒の避難方法に関する情報を共有しておく。なお、対応について家庭と情報を共有する際は、家庭の事情等に配慮する。

＜避難方法例＞

- 登校時 ・学校のすぐ近くまで登校している場合は、学校へ避難する。
- ・自宅を出たばかりの場合は、すぐ帰宅する。
 - ・土砂災害警戒エリア、防災重点農業用ため池浸水想定エリア、津波避難エリアⅠⅡ内を除く地域の避難場所（公園等）へ避難する。
 - ・津波避難エリアⅠⅡ内に自宅や通学路がある場合は、近くの津波避難タワーなどに避難するなど。
- 下校時 ・学校のすぐ近くにいる場合は、学校へ避難する。
- ・自宅に近い場合は、すぐ帰宅する。
 - ・自宅に誰もいないときは、学校や地域の避難所へ避難する。
 - ・土砂災害警戒エリア、防災重点農業用ため池浸水想定エリア、津波避難エリアⅠⅡ内を除く地域の避難場所（公園等）へ避難する。
 - ・津波避難エリアⅠⅡ内に自宅や通学路がある場合は、近くの津波避難タワーなどに避難するなど。

② 校内の対応体制を構築する際の留意点

近隣の小中学校は、同一の対応を取ることが望ましい。あらかじめ非常時の対応について、隣接する学校は互いに打合せを行うとともに、非常時も連絡を取り合うようにする。また、対応について地域と情報を共有し、協力を得られるようにする。

ア 登校前在宅時の対応

登校前在宅時に地震等の発生や特別警報等の発表があった場合は、校長の判断もしくは教育委員会の指示により対応を決定し、決定した内容を速やかに保護者に連絡する。

- ・校長の判断もしくは教育委員会の指示により、始業時間の繰り下げを行う。
- ・校長の判断もしくは教育委員会の指示により、臨時休業にする。
- ・決定した対応を保護者へ連絡する。（電話、一斉メール配信、学校ホームページ等で）
- ・通学路の安全確認を行う。
- ・児童生徒の安否確認及び安全確保を行う。

イ 登校中の対応

- ・登校中の児童生徒の安否確認及び安全確保を行う。

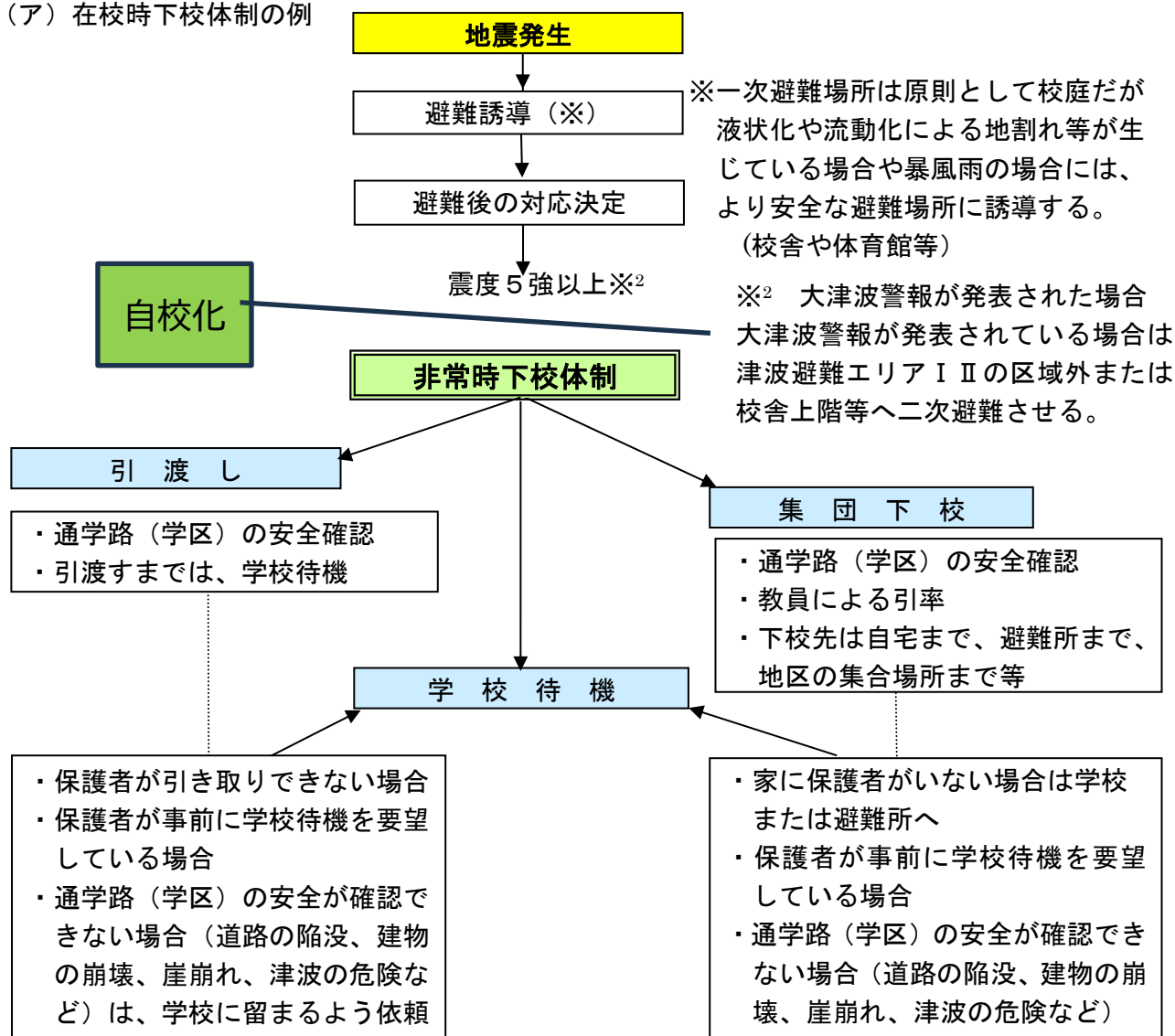
ウ 下校中の対応

- ・下校中の児童の安否確認及び安全確保を行う。

(2) 非常時における在校時下校体制

- ・市内いずれかの地域で震度5強以上の地震が観測されたときには、全校で学校待機・引渡し・集団下校など通常とは異なる方法で下校させる。
- ・震度5弱以下の場合には、各学校の計画による。
- ・（可能であれば）決定した対応を保護者へ連絡する。（電話、一斉メール配信、学校ホームページ等で）

(ア) 在校時下校体制の例



(イ) 事前の保護者との確認

各学校の非常時下校体制について

- ・引渡し方法・場所、集団下校の方法などについて
- ・引渡し、集団下校、学校待機等の保護者の要望
- ・引渡しカードの作成

(ウ) 家庭内での確認事項

- ・通学経路について（集団下校時の経路）
- ・引渡しの場所
- ・避難所や家族の集合場所
- ・非常時伝言ダイヤル等による連絡方法 など

(3) 緊急連絡用(引き渡し)カード

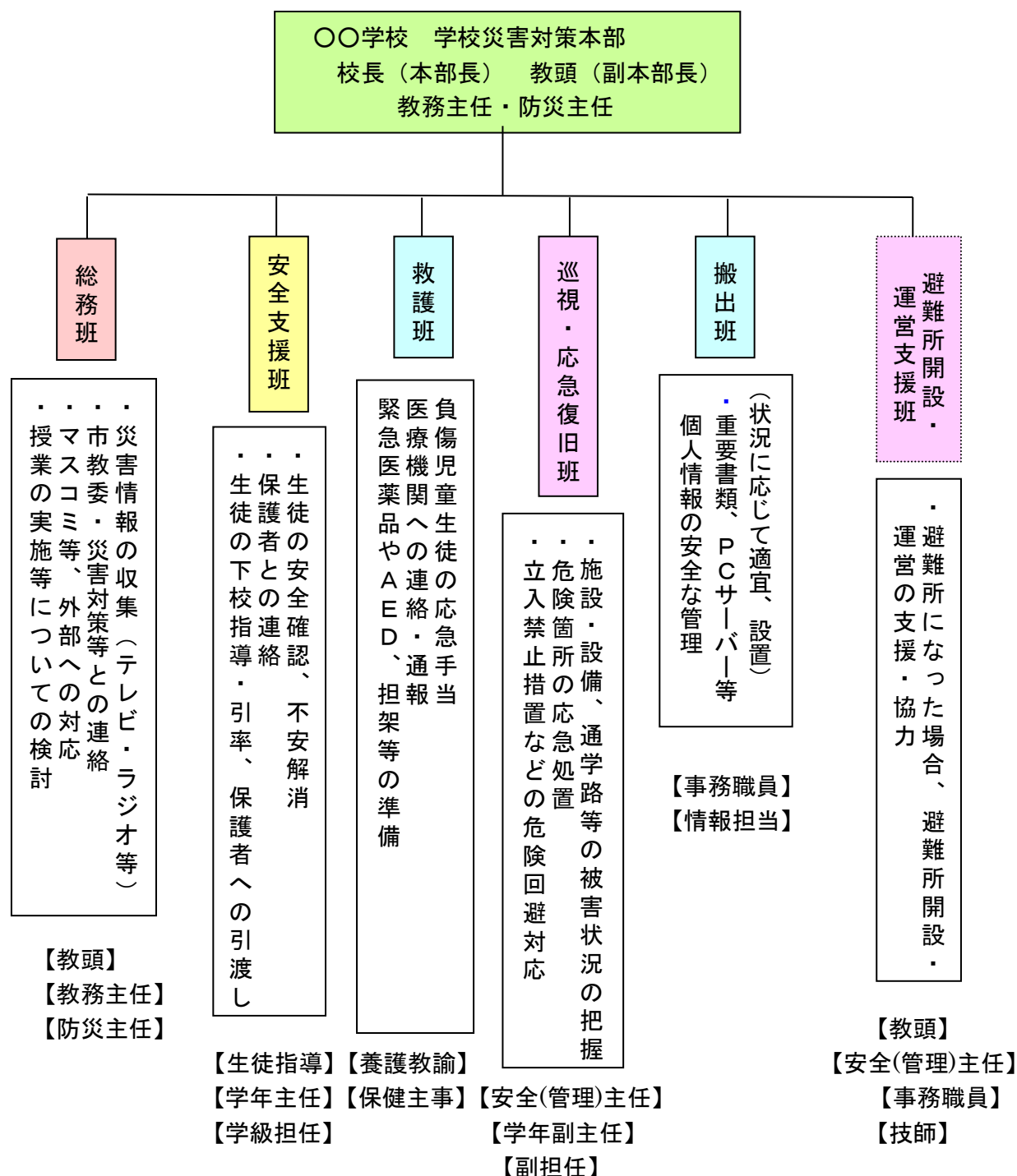
仙台市立〇〇学校

緊急連絡用（引き渡し）カード					
年 組 番		児童生徒氏名			
地区：		保護者氏名			
現住所	〒				
緊急連絡先	自宅 TEL ()		自宅以外の連絡先 (名称・TEL)		
	携帯 TEL ()				
本校在学の兄弟等	年 組		年 組		
緊 急 時 の 引 受 人 (学校に迎えに来る人。保護者以外の人も含む)					
	引受人氏名	電話番号	本人との関係	登校に要する時間	引受確認
1					
2					
3					
担当教職員		※			
引き渡し日時		※ 令和 年 月 日 () 時 分			
引渡し場所		※ 校庭 体育館 教室 その他 ()			
引渡後の連絡先	氏名		TEL 番号		
備考					

(注) 裏面に自宅付近図を記入

(4) 災害対策本部の組織

児童生徒・教職員や施設・設備等に被害があった場合、及び区災害対策本部から避難所開設要請があった場合、原則として校長室または職員室に学校災害対策本部を設置し、学校としての組織的な対応に当たる。



(5) 教職員の非常配備

令和 年 月 日

仙台市立〇〇学校教職員非常配備計画

※仙台市防災関係規定、「非常配備等に関する要領」より

組織体制	配備の区分及び学校配備体制	配備の基準
災害警戒本部体制	警戒準備体制	(1) 気象注意報、警報、水防警報が発表され、市内で災害発生のおそれがあるとき (2) 弾道ミサイル発射によるＪアラートが宮城県に発令されたとき (3) その他危機管理監が必要と認めるとき
	警戒配備 【避難所開設準備】 2名程度（少なくとも管理職1名を含む） ※複数の管理職の従事も可とする。	(1) 市内で震度5弱を観測する地震が発生したとき (2) 宮城県に津波注意報が発表されたとき（別表1）参照 ※岡田小・高砂中・六郷中・七郷中が該当 (3) 大雨、洪水、暴風、大雪等により、市内に災害が発生し、災害の警戒及び応急対策を組織的に実施する必要があるとき (4) 市内にレベル4土砂災害危険警報が発表されたとき ※発表される範囲が順次拡大する場合が多い。警戒配備を行っていない学校についても気象情報の収集を積極的に行うこと（別表2）参照　＜東部・西部の区分資料3参照＞ ※八木山南小、湯元小、人來田中、八乙女中及び大雨時に初動で避難所を開設しない避難所（学校）を除く（別表2）参照 ※レベル4土砂災害危険警報の発表（＝警戒配備、避難所開設準備が発令）時の配備要員確保について→開設初動時には、様々な諸準備のために相当数の人員が必要となる。警戒配備要員と併せて、あらかじめ参集者を決め、連続した勤務とならないようにローテーションを組んでおくこと。 (5) その他危機管理監が必要と認めるとき
災害対策本部体制	非常1号配備 【災害対応人員参集】 3名程度（少なくとも管理職1名を含む） ※複数の管理職の従事も可とする。	(1) 市内で震度5強を観測する地震が発生したとき (2) 宮城県に津波警報が発表されたとき（別表1）参照 ※宮城野区9校、若林区10校、太白区5校が該当 (3) 市内に気象特別警報（レベル5氾濫特別警報、レベル5大雨特別警報、レベル5土砂災害特別警報、レベル5高潮特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雪特別警報又は波浪特別警報）が発表されたとき（別表2）参照 ※大雨時に初動で避難所を開設しない学校も運営を一つにする他の避難所へ参集 ※土砂災害警戒区域内にある八木山南小、湯元小、人來田中、八乙女中の教職員はあらかじめ決めている近隣校へ参集 (4) 大雨、洪水、暴風、大雪等により、市内に災害が発生し、かつ、拡大するおそれがあるとき (5) 市内に大規模な火災、爆発その他重大な災害が発生したとき (6) 弾道ミサイル発射によるＪアラートが宮城県に発令され、国内（海域を除く）へのミサイル落下情報を覚知したとき (7) その他市長が必要と認めたとき
	非常2号配備 全教職員	(1) 市内で震度6弱以上を観測する地震が発生したとき (2) 宮城県に大津波警報が発表されたとき ※岡田小、福室小、中野栄小、鶴巻小、六郷小、東四郎丸小、高砂中、中野中、六郷中の教職員はあらかじめ決めている津波避難エリア外の近隣校へ参集 (3) 弾道ミサイル発射によるＪアラートが宮城県に発令され、県内へのミサイル落下情報を覚知したとき (4) 市内の全域に大規模な災害が発生したとき又は全域に拡大することが予想されるとき (5) その他市長が必要と認めたとき

- 注) 1 警戒配備、非常配備に管理職以外の教員が従事し、時間外勤務が生じた場合は、勤務の振替により対応すること。(教員以外の事務職員、技師等については、超過勤務手当の対象となる。)
- 2 非常災害業務に管理職以外の教員が従事した際の特種業務手当は、勤務時間内・外を問わず、「災害に伴う施設・設備等の安全点検」「災害からの復旧作業」「避難所開設に伴う避難所業務」などの業務に従事した場合に支給される。また、警戒配備や非常配備が発令され、各校で定める教職員非常配備計画に基づき参集した教員については、結果的に避難所業務等に従事することなく待機のみとなった場合でも支給対象となる。
- 3 該当教職員は家族等の安全を確保し、自らの安全にも留意後、定められた計画に基づき、直ちに学校へ参集する。
- 4 円滑かつ的確に情報を伝達するために、学校内における連絡体制の構築や、災害時に連絡すべき地域団体や機関のリストアップなど、情報連絡体制の整備を図っておく。

参考【市教委配備】警戒配備：総務課長・総務係長・教育指導課長・管理係長・生涯学習課長・企画係長 等
非常1号配備：所要の職員を配備
非常2号配備：全職員

(別表1) 津波の場合の参集対象校

配備の区分	配備の基準	参集対象校
警戒配備	津波注意報	宮城野区：岡田小、高砂中 若林区：六郷中、七郷中
非常1号配備	津波警報	宮城野区：高砂小、岡田小、福室小、中野栄小、鶴巻小、田子小、高砂中、中野中、田子中 若林区：六郷小、七郷小、沖野小、蒲町小、沖野東小、荒井小、六郷中、七郷中、蒲町中、沖野中 太白区：四郎丸小、袋原小、東四郎丸小、郡山小、袋原中
非常2号配備	大津波警報	宮城野区：高砂小、田子小、田子中 若林区：七郷小、沖野小、蒲町小、沖野東小、荒井小、七郷中、蒲町中、沖野中 太白区：四郎丸小、袋原小、郡山小、袋原中 ※岡田小、福室小、中野栄小、鶴巻小、六郷小、東四郎丸小、高砂中、中野中、六郷中においては、教職員は当該校には参集しないが、あらかじめ決めている近隣校へ参集及び待機し、当該校児童生徒の安否等に係る情報収集等に当たる。なお、近隣校に関する情報(校名、電話番号、連絡可能時間等)については、事前に保護者に周知しておくとともに、施設管理の観点から、安全が確保できる状況になった段階で当該校の校舎等の点検を行うこと。参集要員は対応に必要な人員のみとする。 (これらの学校には避難所担当課及び指定動員職員も参集しない)

※ 地震と同時にない津波注意報・津波警報・大津波警報(例：チリ地震)の場合も同様である。

(別表2) 台風・大雨等の場合の参集対象校

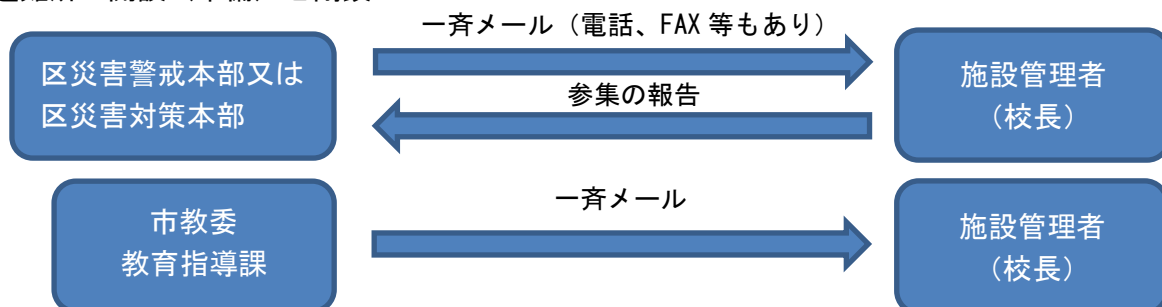
配備の区分	配備の基準	参集対象校
警戒配備	土砂災害 警戒情報	仙台市東部に発表：仙台市東部の学校 (資料3参照) 仙台市西部に発表：仙台市西部の学校 (資料3参照) ※折立中は東部、西部どちらにも該当する。 (参集しない学校：下記①②の学校には避難所担当課も参集しない。) ①土砂災害警戒区域内に校舎及び体育館がある学校 ・八木山南小、湯元小、人來田中、八乙女中 ②初動で開設しない避難所となっている学校 (資料2参照)
非常1号配備	気象特別警報	上記①②以外の学校 ※上記①②の学校においては、教職員は当該校には参集しないが、あらかじめ決めている近隣校(②においては運営を一つにする他の避難所)へ参集及び待機し、当該校児童生徒の安否等に係る情報収集等に当たる。なお、近隣校等に関する情報(校名、電話番号、連絡可能時間等)については、事前に保護者に周知しておくとともに、施設管理の観点から、安全が確保できる状況になった段階で当該校の校舎等の点検を行うこと。参集要員は対応に必要な人員のみとする。

非常時の連絡系統

○警戒配備・非常配備（１～２号）の発令と解除



○避難所の開設（準備）と閉鎖



非常配備計画における留意事項

※非常配備におけるチェック項目として活用すること

○警戒配備・非常配備（１号～２号）の発令と解除について

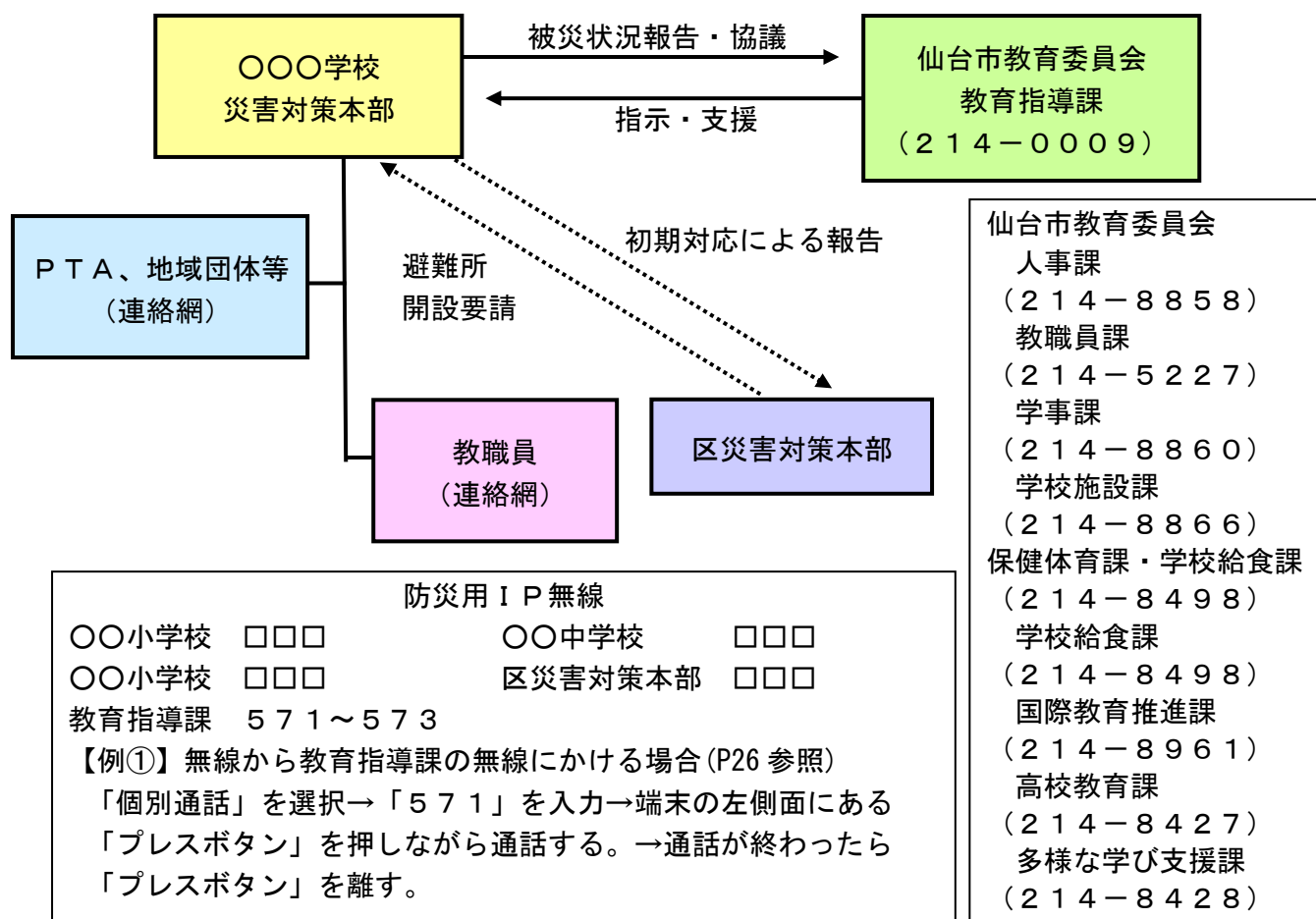
- 警戒配備・非常配備の発令と解除については、教育指導課から校長宛に一斉メールで連絡する。なお、発令時は、原則、自動参集となることから、メールの到着の有無に関わらず、参集する。
- 参集した職員は、学校の被害状況確認、復旧業務、（児童生徒の安否確認）避難所業務に従事するが、その後の勤務（授業）への対応にも配慮し、非常配備要員のほかに、あらかじめ参集者を決め、連続した勤務とならないようにローテーションを組んでおく。
- 参集した職員は、学校の被害状況の確認、復旧業務、（児童生徒の安否確認）避難所業務等に従事するが、避難所閉鎖後に待機程度が想定される場合、校長の判断で非常配備要員の人数を縮小することができる。また、警戒配備・非常配備の解除については、市教委からの指示を受けて行う。なお、前述の場合以外の規模縮小に関しては、市教委と災害警戒本部・災害対策本部との協議の上、行うものとする。

○避難所開設（準備）と閉鎖について

- 避難所開設（準備）と閉鎖については、区災害対策（警戒）本部から校長宛に指示がある。
- 避難所開設（準備）がなくても、警戒配備・非常配備が指示されている場合は、学校での待機等の対応が必要である。（市教委の指示がある場合を除く。）
- 避難所開設準備の指示があった場合、校長は参集後、速やかに区災害警戒本部に報告をする。
- 避難所開設初動時には、様々な諸準備のために相当数の人員が必要となるため、警戒（非常）配備要員のほかに、あらかじめ参集者を決め、連続した勤務とならないようにローテーションを組んでおく。
- 区災害対策本部から避難所の開設要請がない状況下、災害により自主避難者が発生した場合等には、応急的な受け入れを行い、区災害対策本部に連絡する。
- 避難所開設に当たっては、事前に校長が施設の安全確認（避難所等安全確認チェックシート）を行う。異常がある場合、区災害対策本部に連絡する。
- 避難者が全員帰宅後、区災害対策本部からの連絡があるまで避難所を閉鎖しない。
- 上記の場合で待機程度が想定される場合、避難所運営委員会（避難所担当課等）と協議の上、警戒・非常配備要員の人数を縮小することができる。

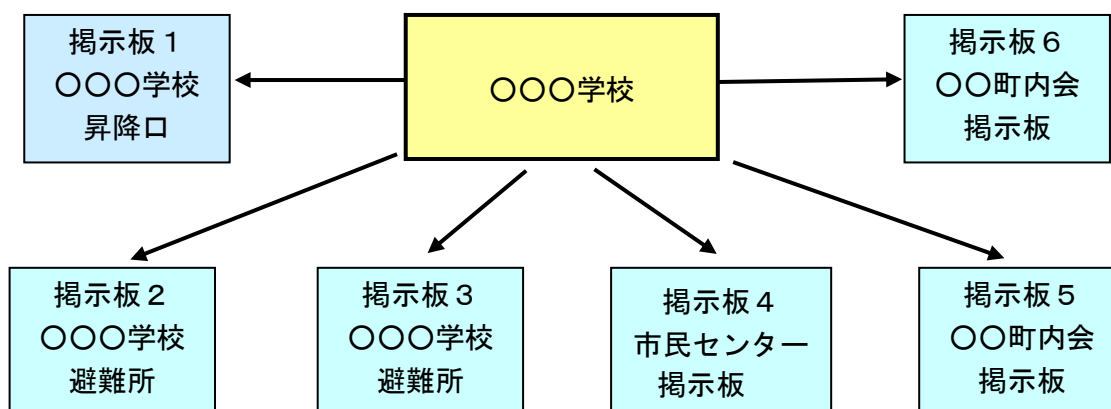
(6) 情報連絡体制

○電話等の通信手段が使えるとき



○電話等の通信手段が使えないときの学校から保護者等への連絡方法

掲示場所を事前に定めておき、掲示により連絡事項を保護者へ伝える



※保護者から学校への連絡については、電話等が使えないときは、「直接学校に来る」「知り合いに伝言を頼む」「手紙(メモ)を学校のポストに入れる」等による。

<学区内および学区周辺の施設>

○学校関係

	施設名	住所（電話番号）	備考
学区内	〇〇小		
学区周辺	〇〇中		
	〇〇小		
	〇〇高		

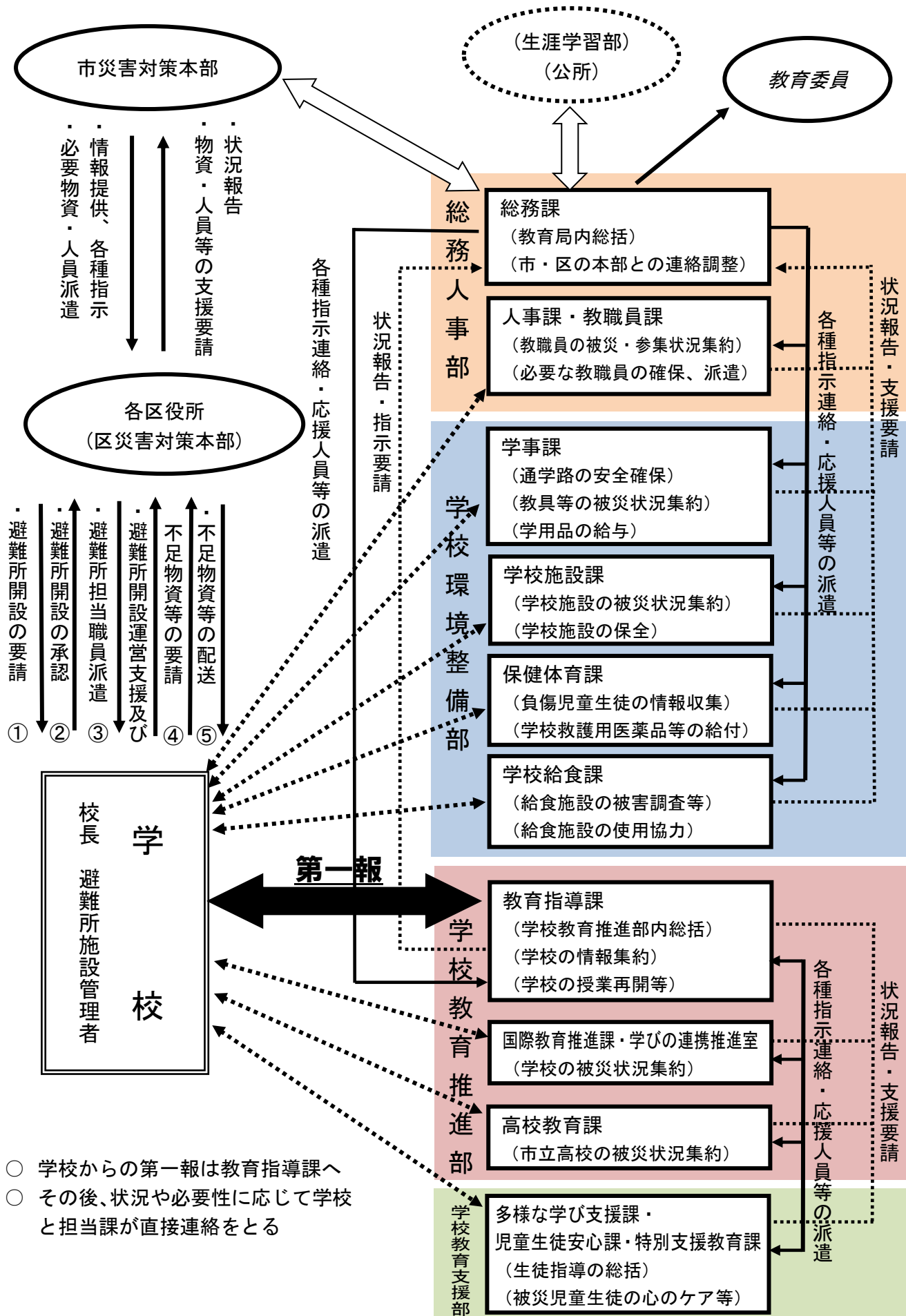
○市民センターやコミュニティセンター等の施設

	施設名	住所（電話番号）	備考
学区内	〇〇市民センター		
	〇〇コミュニティセンター		
学区周辺	〇〇市民センター		
	〇〇コミュニティセンター		

○その他の施設

	施設名	住所（電話番号）	備考
学区内	〇〇児童館		
学区周辺	〇〇児童館		

(7) 教育委員会（学校・事務局）防災対応フロー



- 学校からの第一報は教育指導課へ
- その後、状況や必要性に応じて学校と担当課が直接連絡をとる

(8) 防災用 I P 無線から教育指導課への連絡方法

① 学校の無線から教育委員会の無線へのかけ方

(ア) 端末の画面の下にある「左右の矢印ボタン (◀ ▶)」を押して、「個別通話」を選択する。

(イ) 呼出番号入力

～を押して、相手局の呼出番号 (3桁) を入力する。

※呼出し番号：教育指導課 1 (5 7 1)、教育指導課 2 (5 7 2)、教育指導課 3 (5 7 3)、
教職員課 (5 7 0)、学校施設課 (5 6 9)、総務課 (5 6 8)

(ウ) 端末の左側面にある「プレスボタン」を押しながら通話する。

通話が終わったら「プレスボタン」を離す。

※ 操作方法は、危機管理局より配布されている「仙台市防災用 I P 無線簡易取扱説明書」にも記載されている。

② 教育委員会の緊急連絡先の無線番号 (抜粋) と報告内容

災害発生時の被害状況等は教育指導課からの依頼により C4th で報告することとしているが、停電等で C4th が使用できない場合は学校の防災用 I P 無線から教育指導課の防災用 I P 無線を利用して報告する。連絡の混雑緩和のため、下記の該当の無線番号に報告する。

(ア) 幼稚園、小学校 (学校番号 1～63) 5 7 1

(イ) 小学校 (学校番号 64～128) 5 7 2

(ウ) 中学校、高校、特別支援学校、中等教育学校 . . . 5 7 3

報告内容

☐学校番号 ☐学校名 ☐報告者職・氏名

☐被害状況《☐なし・☐あり ()》

※ 被害ありの場合は、児童生徒・教職員、施設設備等の簡潔に報告する。

(参考) 総務課 5 6 8 学校施設課 5 6 9 教職員課 5 7 0

(9) 「北海道・三陸沖後発地震注意情報」発表時の対応

日本海溝・千島海溝沿いでは、マグニチュード 7.0 以上の地震が発生した後、数日程度の短い期間を置いて、さらに大きな地震が発生した事例が過去に確認されている。先に発生した地震を「先発地震」、それに続いて発生する地震を「後発地震」と呼ぶ。マグニチュード 7 クラスの地震が発生すると、大規模な後発地震の発生可能性が平常時よりも高まるといわれている。

気象庁及び内閣府から注意を促す「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発表された際は、普段通りの生活や教育活動を継続した上で、いつもより地震の発生に注意し、次の対応を取る。

- ・地震・津波への備えを再確認 (P1～P7)。
- ・校内避難経路の点検・安全確認
- ・備品等の転倒・落下防止措置の点検、ロッカーや整理棚の固定等の点検
- ・児童生徒に対し、登下校時や在宅時の避難方法を確認するよう指導
- ・予定している校外学習に関する検討 (実施の可否、訪問先の安全確認等)

7

避難所開設・運営の支援マニュアル

(1) 目的

「仙台市避難所運営マニュアル」を基本として、各地域・学校では、地域・行政・学校の三者の事前協議により「地域版避難所運営マニュアル（地震編及び大雨編）」を作成することとされている。

本マニュアルは、避難所開設初期対応および運営支援における学校としての体制をあらかじめ定めるものである。

(2) 日常における指定避難所に必要な事項の確認

① 指定避難所の開設種別等

指定避難所は、切迫した災害の危険から逃れるための緊急的な避難施設であるとともに、被災により生活の場を失った住民が一定期間滞在して避難生活をするための施設。仙台市では市立小中高等学校等が指定されている。

主な災害種別の指定避難所開設・非常配備

		地震	津波	大雨（洪水・土砂災害）
学区内における災害のおそれ		（本マニュアルに準ずる）	学区内に津波避難エリアがある or ない	・学区内に洪水浸水想定区域がある or ない ・学区内に土砂災害のおそれのある区域がある or ない
指定避難所の開設		開設する	開設する or 開設しない	開設する or 初動で開設しない or 開設しない
非常配備	警戒配備	市内で震度 5 弱を観測する地震が発生したとき、学校に参集	宮城県に津波注意報が発表されたとき、学校に参集	仙台市東部 or 西部にレベル 4 土砂災害危険警報が発表されたとき、学校に参集
	非常 1 号配備	市内で震度 5 強を観測する地震が発生したとき、学校に参集	宮城県に津波警報が発表されたとき、学校に参集	市内にレベル 5 大雨特別警報が発表されたとき、学校に参集
	非常 2 号配備	市内で震度 6 弱以上を観測する地震が発生したとき、学校に参集	宮城県に大津波警報が発表されたとき、学校に参集	

非常配備の詳細は教職員非常配備計画を参照（P20）

② 指定避難所としての開放区域（校舎・校庭等）の利用計画

指定避難所として開放することを要請された場合に備え、あらかじめ校舎等の開放区域を次のとおり定める。

- ※ 新型コロナウイルス感染症の陽性の方を以下、「陽性者」という。また、インフルエンザやノロウイルス等の感染症陽性の方および発熱や咳などがあり風邪等の症状が見られる方を以下、「体調不良者」という。

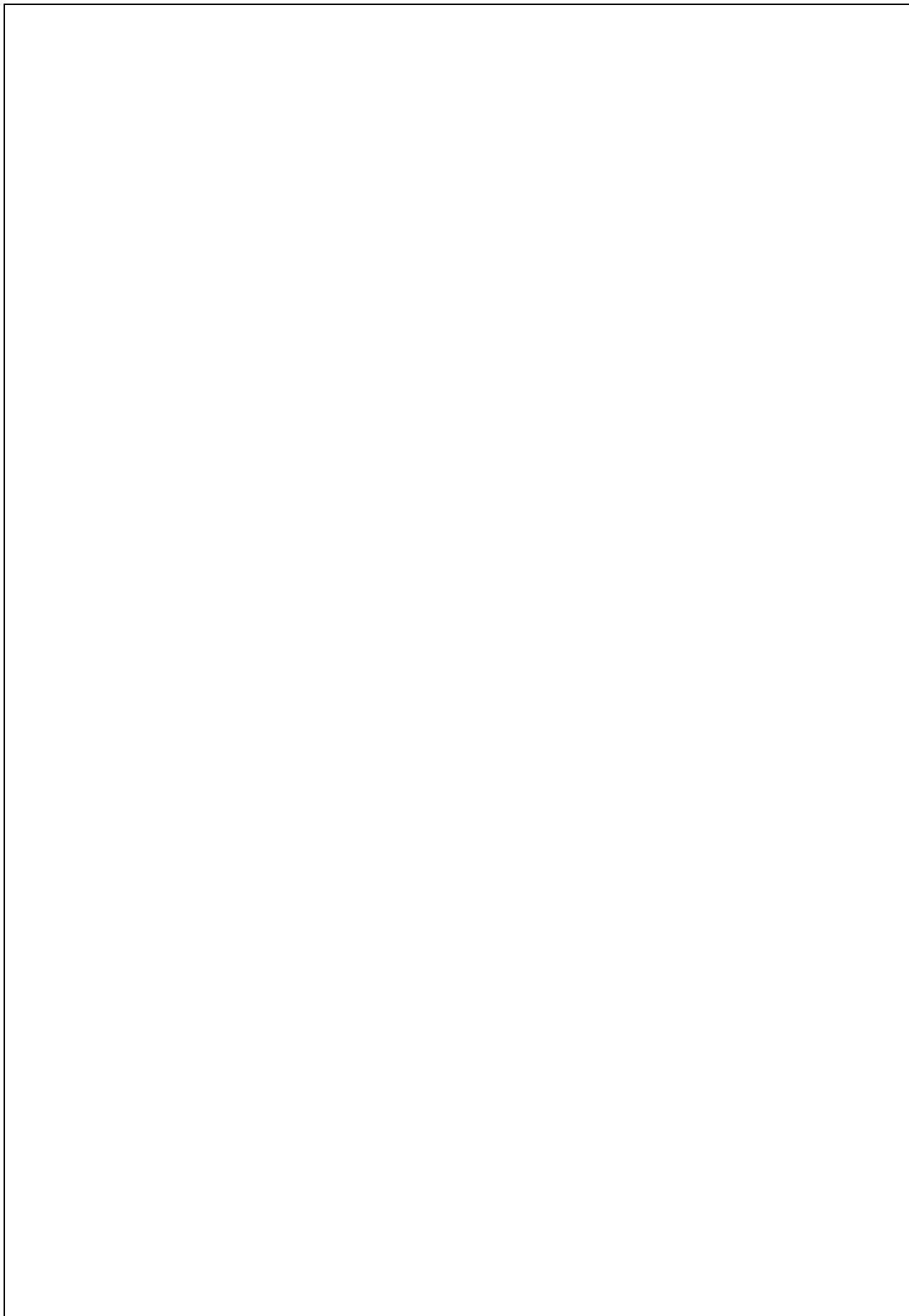
指定避難所における学校施設の利用計画

No.	利用目的	利用予定場所
1	避難場所	体育館（必要に応じて教室等）（注）参照
2	障害者等避難場所	1 F 特別活動室
3	妊婦・乳幼児の避難場所（授乳室設置が望ましい）	2 F カウセリング室 2 F 和室（授乳室）
4	管理運営所（連絡所）	武道場（会議室）
5	応急救護所	保健室
6	陽性者や体調不良者等避難場所（2箇所以上が望ましい）	1 F 多目的室 2 F 多目的室
7	情報機器（ＴＶ等）設置場所	体育館
8	情報掲示場所	玄関、体育館入口
9	ゴミ集積場所	校庭北東側
10	仮設トイレ設置場所	校庭東側
11	障害者・介護者用トイレ	1 F ひろびろトイレ
12	救援物資集積場所	1 F 金工室
13	救援物資配布場所	昇降口
14	臨時遺体安置所	空き教室
15	仮設電話設置場所	1 F 廊下
16	風呂	校庭東側（仮設トイレ設置の隣）
17	更衣室	体育館更衣室（男）（女）
18	洗濯場	プール内
19	物干し場（男女別が望ましい）	プール内（男） 2 F 和室（女）
20	ペットスペース	校庭北側、2 F ○○
21	介護室	1 F PTA教室
22	喫煙場所	校地内には設置しない
23	相談室	1 F 相談室
24	調理室	調理室
25	給水場	体育館前水道、1 F トイレ前水道
26	緊急車両用駐車場	校庭駐車場

（注） 体育館内の空間配置については、あらかじめ地域団体等と協議しておくこと。

- ※ 洪水・津波被害のおそれがある地域は、避難場所として2・3階以上の教室等を利用のこと。
 ※ 妊婦・乳幼児の避難場所と感染者避難場所を離すなどの配慮をしておくこと。
 ※ 陽性者と体調不良者を受け入れるためのそれぞれの専用スペースの設置について、避難所担当課や地域団体と事前に協議しておくことが大切です。

③ 利用配置図



④ 校門・体育館・校舎等の鍵の保管

夜間や休日の発災において、緊急に体育館を開放する必要がある場合の対応として、学校の鍵の保管に関し、次のとおりとする。

No.	保管者 氏名	住所・電話番号	鍵の種類
1	校長	〇〇区〇〇町 1-2-3 (〇〇〇) 〇〇〇〇	校門 体育館 校舎
2	教頭	〇〇区〇〇町 (〇〇〇) 〇〇〇〇	校門 体育館 校舎
3	教務主任	〇〇区〇〇町 (〇〇〇) 〇〇〇〇	校門 体育館 校舎
4	生徒指導主事	〇〇区〇〇町 (〇〇〇) 〇〇〇〇	校門 体育館 校舎
5	地域住民代表 1	〇〇区〇〇町 (〇〇〇) 〇〇〇〇	校門 体育館
6	地域住民代表 2	〇〇区〇〇町 (〇〇〇) 〇〇〇〇	校門 体育館
7	地域住民代表 3	〇〇区〇〇町 (〇〇〇) 〇〇〇〇	校門 体育館

⑤ 市役所・区役所指定動員の確認

夜間や休日などに、市内で震度 6 弱以上の地震が発生したとき又はレベル 4 土砂災害危険警報が発表されたときは、避難所開設の支援を行う目的で学校の近くに住む市役所・区役所の職員が動員される。

指定動員 氏名	連絡先 電話
青葉 太郎	〇〇区役所戸籍住民課 電話 ()
広瀬 花子	〇〇区役所税務会計課 電話 ()
国分 次郎	〇〇区役所保護課 電話 ()

⑥ 指定避難所担当課の確認

津波注意報（警報）、レベル 4 土砂災害危険警報などが発表された場合又は市が避難情報（高齢者等避難、避難指示等）を発令した場合などに、あらかじめ決められた指定避難所担当課職員が各学校に派遣される。

指定避難所担当課連絡先	〇〇局〇〇部〇〇課 電話 () 内線 () 防災用 I P 無線 □□□
-------------	--

⑦ 指定避難所の開設・対応に係る区役所担当部署の確認

仙台市地域防災計画により、学校に対し指定避難所としての開設要請を行い、また開設後の対応を行うのは〇〇区災害対策本部となる。

また、実際の避難所管理業務を行うのは、区役所保健福祉センターとなる。

指定避難所管理連絡先	〇〇区役所保健福祉センター 管理課総務係 電話 () 内線 () 防災用 I P 無線 □□□
------------	---

※「⑤市役所・区役所指定動員の確認」「⑥指定避難所担当課の確認」「⑦指定避難所の開設・対応に係る区役所担当部署の確認」は、仙台市地域防災計画等の改訂に伴って変更される可能性がある。

⑧ その他、指定避難所となった場合に必要な物資に係る情報についての把握

学校における災害救援物資の備蓄状況及び近接する〇〇コミュニティ防災センターの防災資機材等の状況については、次のとおりである。

【定期的に各校の災害救助用物資等を確認すること。】

(ア) 学校の災害救助用物資一覧

No	物資	内訳	保管場所
1	クラッカー	210食(70食入り×3箱)	校舎1階備蓄倉庫
2	アルファ米	1,950食(50食入り×39箱)	校舎1階備蓄倉庫
3	おかゆ	100袋(50袋×2箱)	校舎1階備蓄倉庫
4	飲料水	800ℓ(0.5ℓ×20本入り×80箱)(900ℓ(90箱)の場合あり)	校舎1階備蓄倉庫
5	仮設トイレ組立式 ※	5基(和式2基、洋式3基)	校舎1階備蓄倉庫
6	携帯トイレ	300枚	校舎1階備蓄倉庫
7	救急箱	1セット	校舎1階備蓄倉庫
8	避難所運営セット ※	1セット(収容ケース1箱、腕章、避難所開設・運営マニュアル)	校舎1階備蓄倉庫
9	毛布	400枚(10枚×40箱)	校舎1階備蓄倉庫
10	大型扇風機 ※	4台	校舎1階備蓄倉庫
11	情報収集用テレビ ※	1台(室内アンテナ、電源コード10m×4本含む)	職員室
12	ホワイトボード ※	1台	体育館倉庫
13	テント式プライバシールーム※	2基	校舎1階備蓄倉庫
14	LPG発電機 ※	3台(カセットボンベ96本含む)	校舎1階備蓄倉庫
15	LED投光器 ※	5セット(コードリール含む)	校舎1階備蓄倉庫
16	災害時多言語シート ※	1式	校舎1階備蓄倉庫
17	調理不要食	250食	校舎1階備蓄倉庫
18	ようかん	400本(100本×4箱)	校舎1階備蓄倉庫
19	使い捨てカイロ	600個	校舎1階備蓄倉庫
20	ハンズフリーメガホン ※	2台	校舎1階備蓄倉庫
21	ネックレス型LEDライト ※	5個	校舎1階備蓄倉庫
22	避難所運営要員用ベスト※	10着	校舎1階備蓄倉庫
23	災害用特設公衆電話	一式(電話機2台、ケーブル、ケース)	校舎1階備蓄倉庫
24	軍手	36双	校舎1階備蓄倉庫

※印が記載されている物資について、情報収集用テレビ、大型扇風機、ホワイトボードは通常の学校活動で使用ができる。それ以外の※印物資は防災訓練などで使用することができるが、ガスボンベ・電池等は各学校で準備すること。

(イ) 学校の新型コロナウイルス感染症対策物資一覧

No.	分類	品目	数量	保管場所
1	避難者用	プラダンパーティション	10セット	校舎1階備蓄倉庫
2		アルミマット	20枚	校舎1階備蓄倉庫
3		ワンタッチ式パーティション	4張	校舎1階備蓄倉庫
4		ブルーシート（大10枚、小30枚）	40枚	校舎1階備蓄倉庫
5		簡易ベッド	2台	校舎1階備蓄倉庫
6	受付用	受付用デスクパーティション	4枚	校舎1階備蓄倉庫

※以下の物資は「No. 16 アルコール手指消毒剤」及び「No. 17 ニトリルゴム手袋」を除き、「No. 25 梱包用コンテナボックス」にまとめて配備・保管を行う

No.	分類	品目	数量	保管場所
7	避難者受付用	フェイスシールド（フレーム＋シールド）	30個	梱包用コンテナボックス
8		フェイスシールド（予備シールド）	120枚	梱包用コンテナボックス
9		アイソレーションガウン	30着	梱包用コンテナボックス
10		簡易レインコート	24着	梱包用コンテナボックス
11		非接触型体温計	2台	梱包用コンテナボックス
12		作業用手袋	30双	梱包用コンテナボックス
13		クリップペンシル（1箱1,000本入り）	1箱	梱包用コンテナボックス
14		養生テープ	10巻	梱包用コンテナボックス
15	消毒・衛生用品	塩素系漂白剤（600ml）	2本	梱包用コンテナボックス
16		アルコール手指消毒剤（1,000ml）	10本	校舎1階備蓄倉庫
17		ニトリルゴム手袋（1箱100枚入り）	10箱	校舎1階備蓄倉庫
18		ハンドソープ（500ml）	6本	梱包用コンテナボックス
19		使い捨て手袋（1包100枚入り）	2包	梱包用コンテナボックス
20		ペーパータオル（1包200枚入り）	6包	梱包用コンテナボックス
21		ゴミ袋（大）	100枚	梱包用コンテナボックス
22		ゴミ袋（小）	600枚	梱包用コンテナボックス
23		除菌アルコールシート（1個20枚入り）	50個	梱包用コンテナボックス
24		雑巾（1包10枚入り）	3包	梱包用コンテナボックス
25	梱包用	梱包用コンテナボックス	2個	校舎1階備蓄倉庫

※以下の物資は学校または避難所担当課において保管を行う（ダンボール１箱に収納）

No.	分類	品目	数量	保管場所
1	消毒・衛生用品	アルコール手指消毒剤（１、０００ｍｌ）	１本	ダンボール箱
2		塩素系漂白剤（６００ｍｌ）	１本	ダンボール箱
3		使い捨て手袋（１包 １００枚入り）	２包	ダンボール箱
4		ペーパータオル（１包 ２００枚入り）	１包	ダンボール箱
5		マスク（６０枚入り）	２箱	ダンボール箱

(ウ) ○○コミュニティ防災センターの防災資機材一覧

No.	品名	数量	No.	品名	数量
1	消火器	１０本	19	土のう袋	２００枚
2	消火用バケツ	２０個	20	なた	５丁
3	消火用ポリタンク（２０リットル）	５個	21	ビニールひも	５個
4	給水用ポリ袋（６リットル）	１００枚	22	オイル（４リットル缶）	２缶
5	ラジオ付ライト（懐中電灯）	５個	23	金てこ	３本
6	カラーコーン	１０個	24	サイレン付メガホン	３個
7	コーンバー	５個	25	担架	３式
8	トラロープ	５個	26	組立水槽（１立方メートル）	２式
9	救急医療セット	３式	27	炊飯装置	２式
10	毛布	２００枚	28	オイルパン	２個
11	保安帽	５０個	29	テント	２式
12	鉄杭（パイプ）	４０本	30	金属はしご	２個
13	鉄杭（丸棒）	４０本	31	リヤカー	１式
14	ヘッドキャップ	５個	32	コードリール	３個
15	１０ポンドハンマー	５丁	33	ＬＰＧ発電機	２台
16	スコップ	１０丁	34	カセットガスボンベ	７２本
17	つるはし	５丁	35	ＬＥＤ投光器	３台
18	防水シート	１００枚			

(エ) 補助避難所（〇〇市民センター・〇〇コミュニティ・センター）の
新型コロナウイルス感染症対策物資一覧

※「数量」欄の（ ）内の数字は、高砂市民センター、岩切東コミュニティ・センター（指定避難所）の配備数量

No.	分類	品目	数量
1	避難者用	プラダンパーティション	2（10）セット
2		アルミマット	4（20）枚
3		ワンタッチ式パーティション	2（4）張
4		ブルーシート	10（40）枚
5		簡易ベッド	2（2）台
6	受付用	受付用デスクパーティション	4（4）枚

※以下の物資は「No. 16 アルコール手指消毒剤」を除き、「No. 24 梱包用コンテナボックス」にまとめて配備・保管を行う

No.	分類	品目	数量
7	避難者受付用	フェイスシールド（フレーム＋シールド）	20（30）個
8		フェイスシールド（予備シールド）	80（120）枚
9		アイソレーションガウン	20（30）着
10		簡易レインコート	12（24）着
11		非接触型体温計	1（2）台
12		作業用手袋	20（30）双
13		クリップペンシル（1箱1,000本入り）	1（1）箱
14		養生テープ	5（10）巻
15	消毒・衛生用品	塩素系漂白剤（600ml）	1（2）本
16		アルコール手指消毒剤（1,000ml）	10（10）本
17		ハンドソープ（500ml）	3（6）本
18		使い捨て手袋（1包100枚入り）	2（2）包
19		ペーパータオル（1包200枚入り）	6（6）包
20		ゴミ袋（大）	100（100）枚
21		ゴミ袋（小）	300（600）枚
22		除菌アルコールシート（1個20枚入り）	20（50）個
23		雑巾（1包10枚入り）	1（3）包
24	梱包用	梱包用コンテナボックス	2（2）個

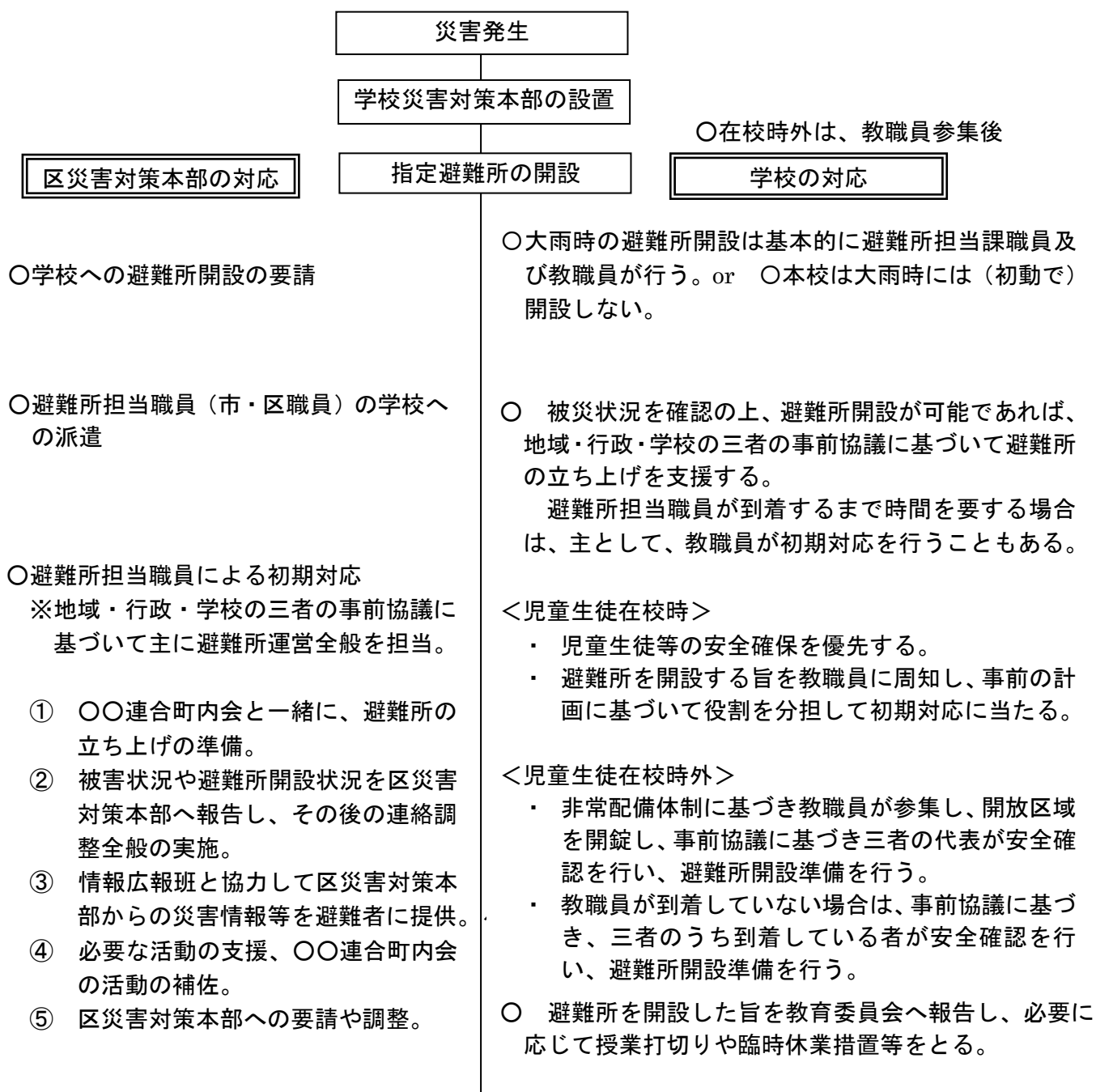
(3) 指定避難所開設・運営の協力・支援

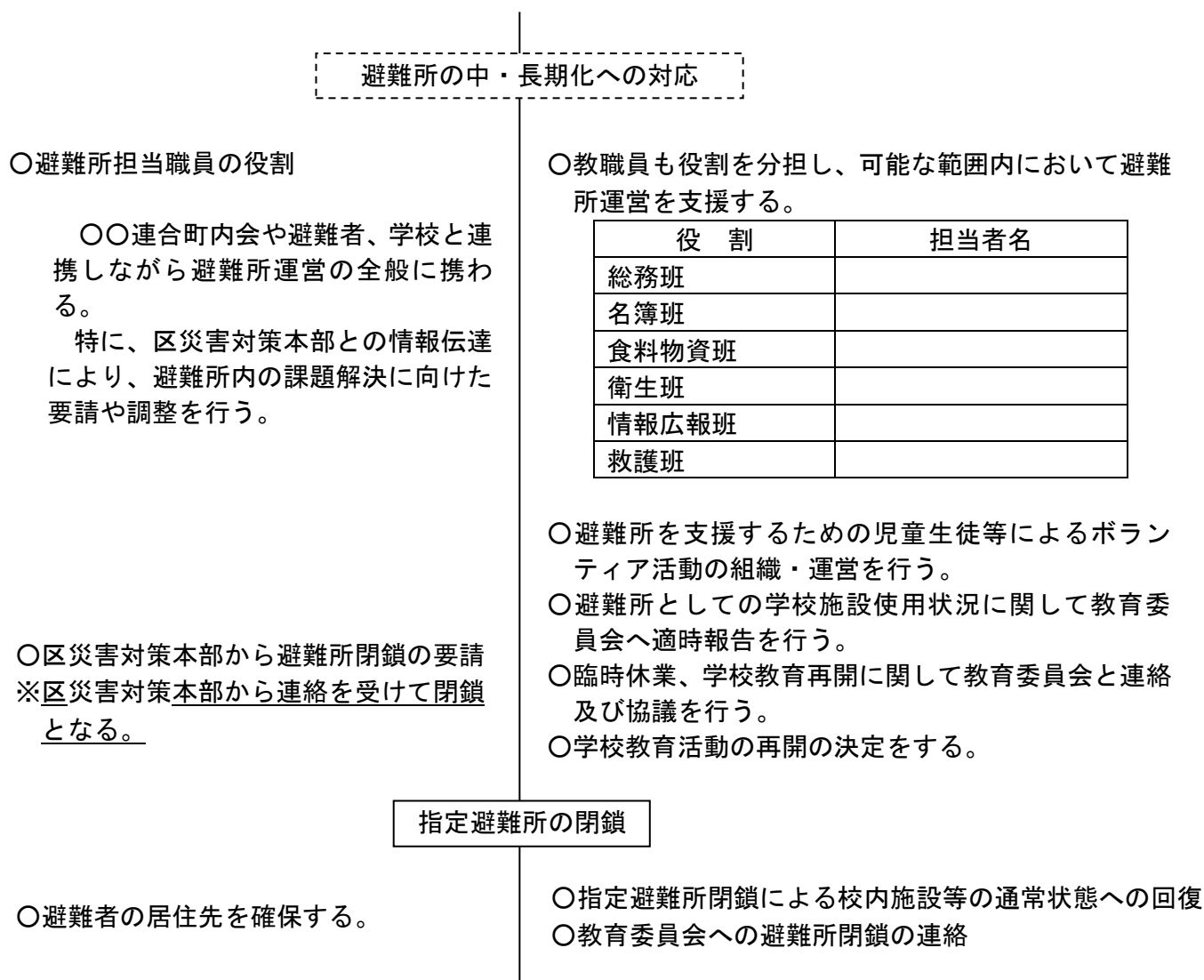
校長は、〇〇区災害対策本部より指定避難所開設を要請された場合に備え、「避難所等安全確認チェックシート（資料４）」に基づき、避難所として使用される施設の安全確認を行い、避難所の開設体制を整える。

避難者が既に集合している状態で、区災害対策本部から避難所の開設要請がなく、市の避難所担当職員が到着していない場合は、校長の判断により、あらかじめ定める避難所運営の支援体制等に基づき応急的な受け入れ措置を行うとともに、避難状況等について区災害対策本部に連絡する。

校長は、指定避難所として開放した場合には、速やかに仙台市教育委員会に報告のうえ、学校の臨時休業等についても報告・協議する。

① 学校災害対策本部における支援マニュアル





② 避難所開設・閉鎖に係る情報伝達の流れ

1. 避難所開設

(1) 風水害の場合

レベル4土砂災害危険警報や洪水の危険性が高まった際に、学校長の携帯メールなどに区災害対策本部から避難所開設準備に係る連絡が届く。

(2) 津波注意報・津波警報・大津波警報発表時の場合

津波注意報等発表時は、次の学校の教職員は非常配備計画（P20）に従って、避難所開設準備を行う。

①津波注意報発表時

- ・宮城野区：岡田小、高砂中
- ・若林区：六郷中、七郷中

②津波警報発表時

- ・宮城野区：高砂小、岡田小、福室小、中野栄小、鶴巻小、田子小、高砂中、中野中、田子中
- ・若林区：六郷小、七郷小、沖野小、蒲町小、沖野東小、荒井小、六郷中、七郷中、蒲町中、沖野中
- ・太白区：四郎丸小、袋原小、東四郎丸小、郡山小、袋原中

③大津波警報発表時

- ・宮城野区：高砂小、田子小、田子中
 - ・若林区：七郷小、沖野小、蒲町小、沖野東小、荒井小、七郷中、蒲町中、沖野中
 - ・太白区：四郎丸小、袋原小、郡山小、袋原中
- ※ 岡田小、福室小、中野栄小、鶴巻小、六郷小、東四郎丸小、高砂中、中野中、六郷中は
参集しない。

(3) 地震発生の場合

市内で震度6弱以上の地震が発生した場合、市内の指定避難所になっている全学校は、施設管理者が施設の安全を確認した後、異常がなければ避難所開設を行う。

避難所開設後、建築専門家が安全確認の支援を行うため、避難所施設の点検に伺う。

(4) その他

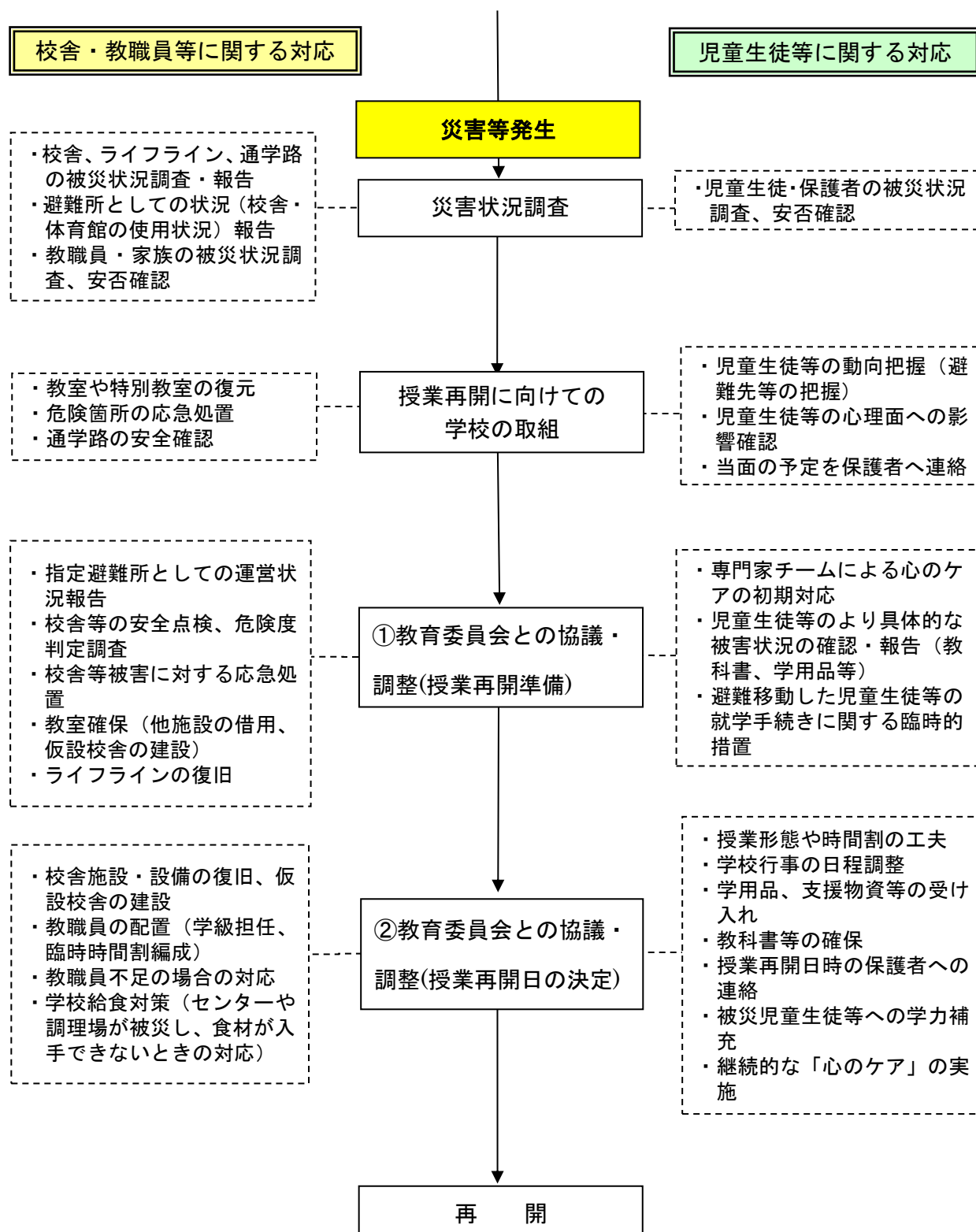
上記(1)～(3)以外にも、災害により避難者が発生した場合等には、区災害対策本部の判断により避難所開設を行う場合がある。

2. 避難所の縮小・閉鎖

避難所の縮小・閉鎖は、気象警報の解除、地域の安全の確保などを総合的に検討した上で、区災害対策本部から各学校へ連絡が届く。

避難者が全員帰宅した後も、区災害対策本部から連絡があるまでは、避難所を閉鎖しない。

(4) 授業再開に向けた対応マニュアル



8 その他

(1) 避難訓練計画（地震、津波、大雨等）について

災害	訓練実施日時	実施方法（避難方法・避難場所等） ※文例
地震	月 日	・ 地震対応避難訓練として、全校一斉に校庭に避難する。（雨天時は体育館）
津波	月 日	・ 津波対応避難訓練として、全校一斉に3階以上の階に避難する。 or ・ 地震対応訓練と併せて実施し、全校一斉に校庭に避難した後に、3階以上への二次避難をする。or ・ 地震対応訓練と併せて、津波に備えた際の避難方法について各学級で指導する。or ・ 教職員間で、津波が起きた際の情報伝達及び避難誘導の訓練又は研修を行う。
洪水	月 日	・ 洪水対応避難訓練として、全校一斉に2階以上の階に避難する。 or ・ 地震対応訓練と併せて実施し、全校一斉に校庭に避難した後に、2階以上への二次避難をする。or ・ 地震対応訓練と併せて、洪水に備えた避難方法について各学級で指導する。or ・ 教職員間で、洪水に備えた情報伝達及び避難誘導の訓練又は研修を行う。
土砂災害	月 日	・ 土砂災害対応避難訓練として、学校で定めた避難場所に避難する。or ・ 地震対応訓練と併せて実施し、全校一斉に校庭に避難した後に、学校で定めた避難場所へ二次避難をする。or ・ 地震対応訓練と併せて、土砂災害に備えた避難方法について各学級で指導する。or ・ 教職員間で、土砂災害に備えた情報伝達及び避難誘導の訓練又は研修を行う。

※ 詳細については令和8年度教育計画 ○○訓練実施計画参照

(2) 洪水時の避難確保計画または土砂災害に関する避難確保計画

(3) 資料1～5

マニュアル使用に当たって

- (1) 全職員 1 部必携とし、早い段階に研修会等で読みあわせを行う。
 - (2) 風水害等の災害については、このマニュアルに準じて対応する。
 - (3) 火災については別途作成する消防計画に拠る。
 - (4) マニュアルの内容については保護者や地域と情報を共有する。
 - (5) 関係者（町内会長、PTA会長、SBL、避難所担当課、指定動員等）にも配付する。
 - (6) 本マニュアルを学校ホームページに掲載し広く周知する。
- ※ただし、個人情報に関わる部分は除く（例：P30 等）